

改 正 案

現 行

目次

第一章 通則（第一条—第二十一条）

第二章 各則

第一節 釧路港（第二十一条の二）

第一節の二 江名港及び中之作港（第二十二条）

第一節の三 鹿島港（第二十三条・第二十三条の二）

第一節の四 千葉港（第二十四条）

第二節 京浜港（第二十五条—第二十九条）

第二節の二 名古屋港（第二十九条の二・第二十九条の三）

第二節の三 四日市港（第二十九条の四・第二十九条の五）

第三節 阪神港（第三十条—第三十三条）

第四節 尾道糸崎港（第三十四条）

第五節 広島港（第三十五条）

第六節 関門港（第三十六条—第四十一条）

第七節 高松港（第四十二条）

第八節 高知港（第四十三条）

第九節 博多港（第四十四条）

第十節 長崎港（第四十五条）

第十一節 佐世保港（第四十六条）

第十二節 細島港（第四十七条・第四十八条）

第十三節 那覇港（第四十九条・第五十条）

附則

第七条 港内に停泊する船舶は、異常な気象又は海象により、当該船舶の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、適当な予備びようを投下する準備をしなければならぬ。この場合において汽船は、更

（新設）

第七条 港内に停泊する船舶は、暴風雨が来る虞のあるとき又は警報信号を掲げたときは、適当な予備びようを投下する準備をしなければならぬ。この場合において汽船は、更に蒸気の発生その他直ちに運航

に蒸気の発生その他直ちに運航できるように準備をしなければなら  
ない。

第八条の二 法第十四条の二の規定による指示は、次の表の上欄に掲げ  
る航路ごとに、同表の下欄に掲げる場合において、海上保安庁長官が  
告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法によ  
り行うものとする。

航路	危険を生ずるおそれのある場合
仙台塩釜港航路	視程が五百メートル以下の状態で、総トン数 五百トン以上の船舶が航路を航行する場合
関門港 関門航路	次の各号のいずれかに該当する場合 一 視程が五百メートル以下の状態である場 合 二 早瀬瀬戸において潮流をさかのぼつて航 路を航行する船舶が潮流の速度に三ノット を加えた速力（対水速力をいう。以下この 表及び第三十八条において同じ。）以上の 速力を保つことができずに航行するおそれ がある場合
関門第二航路 砂津航路 戸畑航路 若松航路 奥洞海航路 安瀬航路	視程が五百メートル以下の状態である場合

できるように準備をしなければならない。

(新設)

第八条の三 法第十八条第二項の国土交通省令で定める船舶交通が著しく混雑する特定港は、京浜港、名古屋港、四日市港（第一航路及び午起航路に限る。以下この条において同じ。）及び阪神港（尼崎西宮芦屋区を除く。以下この条において同じ。）及び関門港（響新港区を除く。以下この条において同じ。）とし、同項の国土交通省令で定めるトン数は、京浜港、名古屋港、四日市港及び阪神港においては総トン数五百トン、関門港においては総トン数三百トンとする。

第八条の四 法第十八条第三項の国土交通省令で定める様式の標識は、国際信号旗数字旗1とする。

（進路の表示）

第十一条 船舶は、港内又は港の境界付近を航行するときは、進路を他の船舶に知らせるため、海上保安庁長官が告示で定める記号を、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信していなければならない。ただし、船舶自動識別装置を備えていない場合及び船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）第三条の十六ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させていない場合においては、この限りではない。

2 船舶は、釧路港、苫小牧港、函館港、秋田船川港、鹿島港、千葉港、京浜港、新潟港、名古屋港、四日市港、阪神港、水島港、関門港、博多港、長崎港又は那覇港の港内を航行するときは、前しようその他の見やすい場所に海上保安庁長官が告示で定める信号旗を掲げて進路を表示するものとする。ただし、当該船舶が当該信号旗を有しない場合又は夜間においては、この限りではない。

第十五条 法第二十九条（法第三十七条の五の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりしなければならない。

第八条の二 法第十八条第二項の国土交通省令の定める船舶交通が著しく混雑する特定港は、京浜港、名古屋港、四日市港（第一航路及び午起航路に限る。以下この条において同じ。）及び阪神港（尼崎西宮芦屋区を除く。以下この条において同じ。）及び関門港（響新港区を除く。以下この条において同じ。）とし、同項の国土交通省令の定めるトン数は、京浜港、名古屋港、四日市港及び阪神港においては総トン数五百トン、関門港においては総トン数三百トンとする。

第八条の三 法第十八条第三項の国土交通省令の定める様式の標識は、国際信号旗数字旗1とする。

（進路の表示）

（新設）  
第十一条

船舶は、釧路港、苫小牧港、函館港、秋田船川港、鹿島港、千葉港、京浜港、新潟港、名古屋港、四日市港、阪神港、関門港、博多港、長崎港又は那覇港の港内を航行するときは、前しようその他の見やすい場所に海上保安庁長官が告示で定める信号旗を掲げて進路を表示するものとする。ただし、当該船舶が当該信号旗を有しない場合又は夜間においては、この限りでない。

第十五条 法第二十九条（法第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を具して、これをしなければならない。

第十六条 法第三十一条第一項（法第三十七条の五の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を記載した申請書によりしなければならない。

（船舶交通の制限等）

第二十条の二 法第三十六条の三第一項（法第三十七条の五の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める水路並びに法第三十六条の三第四項（法第三十七条の五の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。

（港長による情報の提供）

第二十条の三 法第三十七条の三第一項の国土交通省令で定める航路及び当該航路の周辺の国土交通省令で定める特定港内の区域は、別表第五のとおりとする。

2 法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

3 法第三十七条の三第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 特定船舶が第一項に規定する航路及び特定港内の区域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報

二 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報

三 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著し

第十六条 法第三十一条第一項（法第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、工事又は作業の目的、方法、期間及び区域又は場所を具して、これをしなければならない。

（船舶交通の制限等）

第二十条の二 法第三十六条の三第一項（法第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令の定める水路並びに法第三十六条の三第三項（法第三十七条の三の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第四のとおりとする。

（新設）

（新設）

（新設）

く接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報

四 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であつて、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報

五 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報

六 前各号に掲げるもののほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報

(情報の聴取が困難な場合)

第二十条の四 法第三十七条の三第二項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 VHF無線電話を備えていない場合
- 二 電波の伝搬障害等によりVHF無線電話による通信が困難な場合
- 三 他の船舶等とVHF無線電話による通信を行つている場合

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第二十条の五 法第三十七条の四第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

(法第三十七条の五に規定する管区海上保安本部の事務所)

第二十条の六 法第三十七条の五に規定する管区海上保安本部の事務所は、海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）第一百八条に規定する海上保安監部、海上保安部若しくは海上保安航空基地又は同令第二百二十条に規定する海上保安署とする。

(航行に関する注意)

第二十三条の二 長さ百九十メートル（油送船（原油、液化石油ガス若しくは密閉式引火点測定器により測定した引火点が摂氏二十三度未満

(新設)

(新設)

(法第三十七条の三に規定する管区海上保安本部の事務所)

第二十条の三 法第三十七条の三に規定する管区海上保安本部の事務所は、海上保安庁組織規則（平成十三年国土交通省令第四号）第一百八条に規定する海上保安監部、海上保安部若しくは海上保安航空基地又は同令第二百二十条に規定する海上保安署とする。

(航行に関する注意)

第二十三条の二 総トン数一万五千トン（油送船（原油、液化石油ガス若しくは密閉式引火点測定器により測定した引火点が摂氏二十三度未

の液体を積載しているもの又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質を荷卸し後ガス検定を行い、火災若しくは爆発のおそれのないことを船長が確認していないものに限る。以下同じ。）にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、鹿島水路を航行して鹿島港に入航し、又は鹿島港を出航しようとするときは、法第三十六条の第三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては鹿島水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

満の液体を積載しているもの又は引火性若しくは爆発性の蒸気を発する物質を荷卸し後ガス検定を行い、火災若しくは爆発のおそれのないことを船長が確認していないものに限る。以下同じ。）にあつては千トン）以上の船舶は、鹿島水路を航行して鹿島港に入航しようとするときは鹿島水路入口付近に達する予定時刻を、鹿島水路を航行して鹿島港を出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

2 前項の予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があつたときは、ただちに、その旨を港長に通報しなければならない。

（航行に関する注意）

（航行に関する注意）

第二十四条 長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、千葉航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の第三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

第二十四条 総トン数一万トン（油送船にあつては千トン）以上の船舶は、千葉航路又は市原航路を航行して入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻を、千葉航路又は市原航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 長さ百二十五メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、市原航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の第三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

（新設）

3 前二項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

2 前項の予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があつたときは、ただちに、その旨を港長に通報しなければならない。

第二十九条 (略)

2 総トン数五千トン（油送船にあつては、千トン）以上の船舶は、東京東航路又は東京西航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつてはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

3 総トン数千トン以上の船舶は、鶴見航路若しくは川崎航路を航行して入航し、又は川崎第一区及び横浜第四区において移動し（京浜運河以外の水域内において移動するときを除く。）、若しくは鶴見航路若しくは川崎航路を航行して出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつてはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻とし、移動し、又は出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

4 長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の船舶は、横浜航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

5 前三項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

(航行に関する注意)

第二十九条の三 総トン数四万トン（油送船にあつては、五千トン）以

第二十九条 (略)

2 総トン数五千トン（油送船にあつては千トン）以上の船舶は、東京東航路、東京西航路又は横浜航路を航行して入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻を、東京東航路、東京西航路又は横浜航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

3 総トン数千トン以上の船舶は、鶴見航路又は川崎航路を航行して入航しようとするときはそれぞれ当該航路入口付近に達する予定時刻を、川崎第一区及び横浜第四区において移動し（京浜運河以外の水域内において移動するときを除く。）又は鶴見航路若しくは川崎航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

(新設)

4 前二項の予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があつたときは、ただちに、その旨を港長に通報しなければならない。

(航行に関する注意)

第二十九条の三 総トン数四万トン（油送船にあつては五千トン）以上

上の船舶は、名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台（北緯三十四度五十九分五十一秒東経百三十六度四十九分十一秒）から二百十二度三千八百十メートルの地点から百二十三度三十分引いた線と東航路西側線屈曲点から百二十三度三十分引いた線との間の航路（以下この項及び別表第四において「東水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては東水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 総トン数二万トン（油送船にあつては、五千トン）以上の船舶は、次に掲げる水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては東水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

(航行に関する注意)

第二十九条の五 総トン数三千トン以上の船舶は、第一航路を航行して入航し、又は第一航路若しくは午起航路を航行して出航しようとするときは、法第三十六条の三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては第一航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直

の船舶は、名古屋港高潮防波堤中央堤東灯台（北緯三十四度五十九分五十一秒東経百三十六度四十九分十一秒）から二百十二度三千八百十メートルの地点から百二十三度三十分引いた線と東航路西側線屈曲点から百二十三度三十分引いた線との間の航路（以下この項及び別表第四において「東水路」という。）を航行して入航しようとするときは東水路入口付近に達する予定時刻を、東水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 総トン数二万トン（油送船にあつては、五千トン）以上の船舶は、次に掲げる水路を航行して入航しようとするときはそれぞれ当該水路入口付近に達する予定時刻を、次に掲げる水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

一・二 (略)

3 前二項の予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

(航行に関する注意)

第二十九条の五 総トン数三千トン以上の船舶は、第一航路を航行して入航しようとするときは当該航路入口付近に達する予定時刻を、第一航路又は午起航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があつたと



ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

(航行に関する注意)

第三十三条 総トン数三百トン以上の船舶は、大船橋以西の木津川運河を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の第三第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては木津川運河入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 総トン数五千トン以上の船舶は、第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面(以下この項及び別表第四において「南港水路」という。)を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の第三第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては南港水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

3 総トン数三千トン以上の船舶は、堺信号所から三百一度二千五百四十メートルの地点から二十九度に引いた線以東の堺航路(以下この項及び別表第四において「堺水路」という。)を航行して堺泉北第二区若しくは堺泉北第三区に入航し、又は堺泉北第二区若しくは堺泉北第三区を出航しようとするときは、法第三十六条の第三第二項各号に掲げる事項(同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては堺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。)を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

4 総トン数一万トン以上の船舶は、浜寺信号所から二百六十二度四十

きは、ただちに、その旨を港長に通報しなければならない。

(航行に関する注意)

第三十三条 総トン数三百トン以上の船舶は、大船橋以西の木津川運河を航行して入航しようとするときは木津川運河入口付近に達する予定時刻を、大船橋以西の木津川運河を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 総トン数五千トン以上の船舶は、第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面(以下この項及び別表第四において「南港水路」という。)を航行して入航しようとするときは南港水路入口付近に達する予定時刻を、南港水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

3 総トン数三千トン以上の船舶は、堺信号所から三百一度二千五百四十メートルの地点から二十九度に引いた線以東の堺航路(以下この項及び別表第四において「堺水路」という。)を航行して堺泉北第二区又は堺泉北第三区に入航しようとするときは堺水路入口付近に達する予定時刻を、堺水路を航行して堺泉北第二区又は堺泉北第三区を出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

4 総トン数一万トン以上の船舶は、浜寺信号所から二百六十二度四十

分二千七百五十五メートルの地点から百八十一度に引いた線以東の浜寺航路（以下この項及び別表第四において「浜寺水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の第三項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては浜寺水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

5 総トン数四万トン（油送船にあつては、千トン）以上の船舶は、神戸中央航路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の第三項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては当該航路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

6 前各項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

（特定航法）

第三十八条（略）

一、四（略）

五 潮流をさかのぼり早瀬瀬戸を航行する汽船は、潮流の速度に三ノットを加えた速力以上の速力を保つこと。

六、十一（略）

2（略）

（航行に関する注意）

第四十条 総トン数一万トン（油送船にあつては、三千トン）以上の船舶は、関門橋西側線と火ノ山下潮流信号所（北緯三十三度五十八分六秒東経百三十度五十七分四十一秒）から百三十度に引いた線との間の

分二千七百五十五メートルの地点から百八十一度に引いた線以東の浜寺航路（以下この項及び別表第四において「浜寺水路」という。）を航行して入航しようとするときは浜寺水路入口付近に達する予定時刻を、浜寺水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

5 総トン数四万トン（油送船にあつては千トン）以上の船舶は、神戸中央航路を航行して入航しようとするときは神戸中央航路入口付近に達する予定時刻を、神戸中央航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

6 前各項の予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

（特定航法）

第三十八条（略）

一、四（略）

五 潮流をさかのぼり早瀬瀬戸を航行する汽船は、潮流の速度を超えて三ノット以上の速度を保つこと。

六、十一（略）

2（略）

（航行に関する注意）

第四十条 総トン数一万トン（油送船にあつては三千トン）以上の船舶は、関門橋西側線と火ノ山下潮流信号所（北緯三十三度五十八分六秒東経百三十度五十七分四十一秒）から百三十度に引いた線との間の関

関門航路（以下この項及び別表第四において「早鞆瀬戸水路」という。）を航行しようとするときは、法第三十六条の第三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、早鞆瀬戸水路入口付近に達する予定時刻とする。）を通航予定日の前日正午までに港長に通報しなければならぬ。

- 2 総トン数三百トン以上の船舶は、若松港口信号所から百八十四度三十分千三百三十五メートルの地点から三百四十九度に引いた線以西の若松航路（以下この項及び別表第四において「若松水路」という。）を航行して入航し、又は若松水路若しくは奥洞海航路を航行して出航しようとするときは、法第三十六条の第三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときは若松水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは若松水路入口付近に達する予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。
- 3 前二項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

（航行に関する注意）

- 第四十三条 総トン数千トン（油送船にあつては、五百トン）以上の船舶は、高知港御豊瀬灯台（北緯三十三度三十分二十六秒東経百三十三度三十三分三十四秒）から九十度に引いた線以南の航路（以下この項及び別表第四において「高知水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の第三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときは高知水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときは高知水路入口付近に達する予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。
- 2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

門航路（以下この項及び別表第四において「早鞆瀬戸水路」という。）を航行しようとするときは、早鞆瀬戸水路入口付近に達する予定時刻を通航予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

- 2 総トン数三百トン以上の船舶は、若松港口信号所から百八十四度三十分千三百三十五メートルの地点から三百四十九度に引いた線以西の若松航路（以下この項及び別表第四において「若松水路」という。）を航行して入航しようとするときは若松水路入口付近に達する予定時刻を、若松水路又は奥洞海航路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

- 3 前二項の予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

（航行に関する注意）

- 第四十三条 総トン数千トン（油送船にあつては、五百トン）以上の船舶は、高知港御豊瀬灯台（北緯三十三度三十分二十六秒東経百三十三度三十三分三十四秒）から九十度に引いた線以南の航路（以下この項及び別表第四において「高知水路」という。）を航行して入航しようとするときは高知水路入口付近に達する予定時刻を、高知水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。
- 2 前項の予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

(航行に関する注意)

第四十六条 総トン数五百トン以上の船舶は、金比羅山山頂（百一メートル）から高崎鼻まで引いた線以西の航路（以下この項及び別表第四において「佐世保水路」という。）を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の第三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては佐世保水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

(航行に関する注意)

第五十条 総トン数五百トン以上の船舶は、那覇水路を航行して入航し、又は出航しようとするときは、法第三十六条の第三第二項各号に掲げる事項（同項第三号に掲げる事項は、入航しようとするときにあつては那覇水路入口付近に達する予定時刻とし、出航しようとするときにあつては運航開始予定時刻とする。）を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の事項を通報した船舶は、当該事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

別表第一（第三条関係）

秋田船川	秋田区	第一区	北防波堤、秋田旧南防波	各種船舶及	港の名称	港区	境界	停泊すべき船舶
(略)	(略)	(略)		(略)				

(航行に関する注意)

第四十六条 総トン数五百トン以上の船舶は、金比羅山山頂（百一メートル）から高崎鼻まで引いた線以西の航路（以下この項及び別表第四において「佐世保水路」という。）を航行して入航しようとするときは、佐世保水路入口付近に達する予定時刻を、佐世保水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

(航行に関する注意)

第五十条 総トン数五百トン以上の船舶は、那覇水路を航行して入航しようとするときは那覇水路入口付近に達する予定時刻を、那覇水路を航行して出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに港長に通報しなければならない。

2 前項の予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があつたときは、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。

別表第一（第三条関係）

秋田船川	秋田区	第一区	北防波堤、同防波堤突端か	各種船舶及	港の名称	港区	境界	停泊すべき船舶
(略)	(略)	(略)		(略)				

	徳山下松	(略)			
第二区	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(略)	(略)	堤灯台（北緯三十九度四十五分三十五秒東経百四十度二分二十秒）から三百二十二度三十分千四百二十メートルの地点から二百五十五度三十分に南防波堤まで引いた線、南防波堤、同防波堤東端から旧南防波堤突端まで引いた線、旧南防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに旧雄物川水面
各種船舶及び危険物を積載した船舶。ただし、危険物を積載した船舶は係留施設に係留する場合を除	(略)	(略)	(略)	(略)	び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶

	徳山下松	(略)			
第二区	(略)	(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			(略)	(略)	ら同防波堤の線を南防波堤まで延長した線、南防波堤、同防波堤東端から旧南防波堤突端まで引いた線、旧南防波堤及び陸岸により囲まれた海面並びに旧雄物川水面
各種船舶及び危険物を積載した船舶。ただし、危険物を積載した船舶は係留施設に係留する場合を除	(略)	(略)	(略)	(略)	びけい留施設にけい留する場合における危険物を積載した船舶

関門			
長府区	(略)	(略)	
<p>B線、関門航路北側線、部埼灯台  (北緯三十三度五十七分三十四秒  東経百三十一度一分二十三秒)か  ら五十六度三十分九百五十メー  トルの地点から三百三十九度三千  百四十メートルの地点まで引いた</p>	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	<p>き徳山下松  港新川防波  堤灯台(北  緯三十四度  十秒東経百  三十一度五  十一分四十  二秒)から  二百六十二  度千六百七  十五メート  ルの地点を  中心とする  半径五百メ  ートルの円  内の海面、  雑種船は沿  岸付近に限  る。</p>

関門			
長府区	(略)	(略)	
<p>B線、関門航路北側線、部埼灯台か  ら五十六度三十分九百五十メート  ルの地点から三百三十九度三千百四  十メートルの地点まで引いた線、同  地点から三百三十七度千百十メート  ルの地点まで引いた線、同地点から</p>	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	<p>き徳山漁港  西防波堤灯  台(北緯三  十四度二十  五秒東経百  三十一度五  十分一秒)  から百二十  七度千百五  十メートル  の地点を中  心とする半  径五百メー  トルの円内  の海面、雑  種船は沿岸  付近に限る  。</p>

	(略)	小倉区	西山区
<p>線、同地点から三百三十七度千一百メートルの地点まで引いた線、同地点から三百九度千二百三十メートルの地点まで引いた線、同地点から三百度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p>	(略)	<p>A線、関門航路南側線、台場鼻潮流信号所（北緯三十三度五十六分五十九秒東経百三十度五十二分二十五秒）から百六十九度三十分三千二百三十五メートルの地点、同地点から二百四十二度二千八百二十メートルの地点及び堺川口左岸突端を順次に結んだ線（以下D線という。）並びに陸岸により囲まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川紫川大橋及び堺川西港橋各下流の河川水面（航路を除く。）</p>	<p>C線、関門航路北側線、台場鼻潮流信号所から百八十二度三十分二十メートルの地点から三百十度四百七十メートルの地点まで引いた線、南風泊北防波堤、同防波堤突端から南風泊東防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

	(略)	小倉区	西山区
<p>三百九度千二百三十メートルの地点まで引いた線、同地点から三百度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p>	(略)	<p>A線、関門航路南側線、台場鼻灯台（北緯三十三度五十六分五十八秒東経百三十度五十二分二十五秒）から百六十九度三十分三千二百十メートルの地点、同地点から二百四十二度二千八百二十メートルの地点及び堺川口左岸突端を順次に結んだ線（以下D線という。）並びに陸岸により囲まれた海面並びに砂津川砂津大橋、紫川紫川大橋及び堺川西港橋各下流の河川水面（航路を除く。）</p>	<p>C線、関門航路北側線、台場鼻灯台から三百十度四百七十メートルの地点まで引いた線、南風泊北防波堤、同防波堤突端から南風泊東防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第二（第八条関係） （備考） （略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
港の名称 （略）	航路の区域 第一号の地点から第十四号の地点までを順次に結んだ線と第十五号の地点から第二十八号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一〇九（略） 十 台場鼻潮流信号所から二百二十四度三十分五百五十五メートルの地点 十一 台場鼻潮流信号所から三百二十四度三十分六百十五メートルの地点 十二 六連島灯台（北緯三十三度五十八分四十一秒東経百三十度五十二分四秒）から百二十九度千六百十メートルの地点	特定条件 （略）	（略）

別表第二（第八条関係） （備考） （略）	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
	（略）	（略）	（略）
港の名称 （略）	航路の区域 第一号の地点から第十四号の地点までを順次に結んだ線と第十五号の地点から第二十八号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一〇九（略） 十 台場鼻灯台から二百二十六度五百メートルの地点 十一 台場鼻灯台から三百二十五度三十分六百三十メートルの地点 十二 六連島灯台から百二十九度千六百十メートルの地点	特定条件 （略）	（略）



(略)		
(略)	(略)	十三〜二十八 (略)
(略)	(略)	

別表第三(第二十条関係)

(略)	港の名称	区	域	船舶の長さ
(略)	(略)			(略)
(略)	稚内	稚内港第二副港防波堤灯台(北緯四十五度二十四分四十四秒東経百四十一度四十分四十八秒)から二百七度百四十四メートルの地点から二百五十五度に引いた線以南の第一副港並びに北洋埠頭南防波堤、同防波堤突端から木材取扱施設東防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面		(略)
(略)				(略)

別表第四(第二十条の二関係)

港の名	水路	信号所の位置	信号の方法	信号の意味
称		昼間	夜間	

(略)		
(略)	(略)	十三〜二十八 (略)
(略)	(略)	

別表第三(第二十条関係)

(略)	港の名称	区	域	船舶の長さ
(略)	(略)			(略)
(略)	稚内	稚内港第一副港防波堤灯台(北緯四十五度二十四分四十秒東経百四十一度四十分四十五秒)から二百五十五度に引いた線以南の第一副港並びに北洋埠頭南防波堤、同防波堤突端から木材取扱施設東防波堤突端まで引いた線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海面		(略)
(略)				(略)

別表第四(第二十条の二関係)

港の名	水路	信号所の位置	信号の方法	信号の意味
称		昼間	夜間	

	鹿島	(略)
	鹿島水路	(略)
	鹿島信号所（北緯三十五度五分四十九秒東經百四十四度四十分）	(略)
毎二秒に白色光一閃	毎二秒に白色光一閃	(略)
入航船は、入航することができること。	入航船は、入航することができること。 長さ七十メートル以上の出航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の出航船は、出航することができること。	(略)
毎三秒に順次に赤色光一閃及び白	長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入航船は、水路外において	(略)

	鹿島	(略)
	鹿島水路	(略)
	鹿島信号所（北緯三十五度五分四十九秒東經百四十四度四十分）	(略)
毎二秒に白色光一閃	毎二秒に白色光一閃	(略)
入航船は、入航することができること。	入航船は、入航することができること。 総トン数千トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数千トン未満の出航船は、出航することができること。	(略)
毎三秒に順次に赤色光一閃及び白	総トン数万五千トン（油送船にあつては千トン）以上の入航船は、水路外において出航船の	(略)

鹿島中 央信号 所（北 緯三十 五度五 十四分 四十五 秒東経 百四十 度四十 分十三 秒）	四十度及び 百三十度方 向に面する 信号板によ る。	Iの文字の 点滅 入航船は、入航することができ ること。 長さ七十メートル以上の出航船 （総トン数千トン未満の船舶を 除く。）は、運航を停止して待 たなければならないこと。ただ し、港長の指示を受けた船舶は 、出航することができると。		色光一閃 毎六秒に順 次に赤色光 三閃及び白 色光三閃	、出航船の進路を避けて待たな ければならないこと。 長さ百九十メートル（油送船に あつては、総トン数千トン）以 上の出航船は、運航を停止して 待たなければならないこと。 長さ百九十メートル（油送船に あつては、総トン数千トン）未 満の入出航船は、入出航するこ とができること。 港長の指示を受けた船舶以外の 船舶は、入出航してはならない こと。
---	--	--	--	---	--

鹿島中 央信号 所（北 緯三十 五度五 十四分 四十五 秒東経 百四十 度四十 分十三 秒）	四十度及び 百三十度方 向に面する 信号板によ る。	Iの文字の 点滅 入航船は、入航することができ ること。 総トン数千トン以上の出航船は 、運航を停止して待たなければ ならないこと。		色光一閃 毎六秒に順 次に赤色光 三閃及び白 色光三閃	進路を避けて待たなければなら ないこと。 総トン数一万五千トン（油送船 にあつては千トン）以上の出航 船は、運航を停止して待たなけ ればならないこと。 総トン数一万五千トン（油送船 にあつては千トン）未満の入出 航船は、入出航することができ ること。
---	--	--	--	---	--

<p>長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の出航船は、出航することができること。</p>	<p>○の文字の点減 出航船は、出航することができること。 長さ七十メートル以上の入航船（総トン数千トン未満の船舶を除く。）は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 長さ七十メートル未満又は総トン数千トン未満の入航船は、入航することができること。</p>	<p>Fの文字の点減 長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 長さ百九十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入航船は、入航すること。</p>
---	---	--

<p>総トン数千トン未満の出航船は、出航することができること。</p>	<p>○の文字の点減 出航船は、出航することができること。 総トン数千トン以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 総トン数千トン未満の入航船は、入航することができること。</p>	<p>Fの文字の点減 総トン数一万五千トン（油送船にあつては千トン）以上の入航船は、水路外において出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。 総トン数一万五千トン（油送船にあつては千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならぬこと。 総トン数一万五千トン（油送船にあつては千トン）未満の入航船は、入航すること。</p>
-------------------------------------	---	---

		千葉	
		路 千葉航	
		千葉灯 標信号 所(北 緯三十 五度三 十四分 五秒東 經百四 十度二 分四十 四秒)	
点滅	○の文字の	板による。	二十八度及 び二百七十 八度方向に 面する信号
点滅	○の文字の	点滅	点滅
点滅	○の文字の 出航船は、出航することができ ること。 長さ五十メートル以上の入航船 (総トン数五百トン未満の船舶 を除く。)は、航路外において 、出航船の進路を避けて待たな	入航船は、入航することができ ること。 長さ五十メートル以上の出航船 (総トン数五百トン未満の船舶 を除く。)は、運航を停止して 待たなければならないこと。た だし、港長の指示を受けた船舶 は、出航することができること 。	港長の指示を受けた船舶以外の 船舶は、入出航してはならない こと。

		千葉	
		路 千葉航	
		千葉灯 標信号 所(北 緯三十 五度三 十四分 五秒東 經百四 十度二 分四十 四秒)	
点滅	○の文字の	板による。	二十八度及 び二百七十 八度方向に 面する信号
点滅	○の文字の	点滅	点滅
点滅	○の文字の 出航船は、出航することができ ること。 総トン数五百トン以上の入航船 は、航路外において、出航船の 進路を避けて待たなければならない こと。	入航船は、入航することができ ること。 総トン数五百トン以上の出航船 は、運航を停止して待たなけれ ばならないこと。 総トン数五百トン未満の出航船 は、出航することができること 。	港長の指示を受けた船舶以外の 船舶は、入出航してはならない こと。

三十五	十五度	北緯三	新港信 号所(	毎二秒に白 色光一閃	Xの文字の 点灯	Fの文字の 点滅	<p>港長の指示を受けた船舶は、入航することができないこと。</p> <p>港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。</p> <p>長さ四百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船舶は、入出航することができないこと。</p>	<p>港長の指示を受けた船舶は、入航することができないこと。</p> <p>港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。</p> <p>長さ四百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の出航船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。</p> <p>長さ四百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船舶は、入出航することができないこと。</p>
-----	-----	-----	------------	---------------	-------------	-------------	--	---

三十五	十五度	北緯三	新港信 号所(	毎二秒に白 色光一閃	Xの文字の 点灯	Fの文字の 点滅	<p>港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。</p> <p>港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。</p> <p>総トン数一万吨（油送船にあつては千トン）以上の出航船舶は、入出航することができないこと。</p>	<p>港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。</p> <p>港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。</p> <p>総トン数一万吨（油送船にあつては千トン）以上の出航船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。</p> <p>総トン数一万吨（油送船にあつては千トン）以上の出航船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。</p> <p>総トン数一万吨（油送船にあつては千トン）以上の出航船舶は、運航を停止して待たなければならないこと。</p>
-----	-----	-----	------------	---------------	-------------	-------------	---	--

分五十  
秒東経  
百四十  
度五分  
(二秒)

	毎二秒に赤 色光一閃	毎三秒に順 次に赤色光 一閃及び白 色光一閃
待たなければならないこと。た だし、港長の指示を受けた船舶 は、出航することができること 。 長さ五十メートル未満又は総ト ン数五百トン未満の出航船は、 出航することができること。	出航船は、出航することができ ること。 長さ五十メートル以上の入航船 (総トン数五百トン未満の船舶 を除く。)は、航路外において 、出航船の進路を避けて待たな ければならないこと。ただし、 港長の指示を受けた船舶は、入 航することができること。 長さ五十メートル未満又は総ト ン数五百トン未満の入航船は、 入航することができること。	長さ百四十メートル(油送船に あつては、総トン数千トン)以 上の入航船は、航路外において 、出航船の進路を避けて待たな ければならないこと。 長さ百四十メートル(油送船に あつては、総トン数千トン)以 上の出航船は、運航を停止して 待たなければならないこと。

分五十  
秒東経  
百四十  
度五分  
(二秒)

	毎二秒に赤 色光一閃	毎三秒に順 次に赤色光 一閃及び白 色光一閃
総トン数五百トン未満の出航船 は、出航することができること 。 総トン数五万トン以上の入航船 は、航路外において、出航船の 進路を避けて待たなければなら ないこと。 総トン数五百トン未満の入航船 は、入航することができること 。	出航船は、出航することができ ること。 総トン数五万トン以上の入航船 は、航路外において、出航船の 進路を避けて待たなければなら ないこと。 総トン数五百トン未満の入航船 は、入航することができること 。	総トン数一万トン(油送船にあ つては千トン)以上の入航船は 、航路外において、出航船の進 路を避けて待たなければならな いこと。 総トン数一万トン(油送船にあ つては千トン)以上の出航船は 、運航を停止して待たなければ ならないこと。

		市原航路	
		千葉灯標信号所	
毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃	毎二秒に白色光一閃	毎二秒に白色光一閃	毎二秒に白色光一閃
港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。	入航船は、入航することができること。	長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。	長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。
長さ百四十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができないこと。		出航船は、出航することができること。	長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、

		市原航路	
		千葉灯標信号所	
毎六秒に順次に赤色光三閃及び白色光三閃	毎二秒に白色光一閃	毎二秒に白色光一閃	毎二秒に白色光一閃
港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。	入航船は、入航することができること。	総トン数五百トン以上の入航船は、運航を停止して待たなければならないこと。	総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。
総トン数一万トン（油送船にあつては千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。		出航船は、出航することができること。	総トン数五百トン以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。



京浜			
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)	色光三閃 三閃及び白 次に赤色光 毎六秒に順	色光一閃 一閃及び白 次に赤色光 毎三秒に順
(略)	(略)	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。	港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船舶は、入航することができること。

京浜			
(略)	(略)		
(略)	(略)		
(略)	(略)	色光三閃 三閃及び白 次に赤色光 毎六秒に順	色光一閃 一閃及び白 次に赤色光 毎三秒に順
(略)	(略)	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。	総トン数五百トン未満の入航船舶は、入航することができること。 総トン数一万トン（油送船にあつては千トン）以上の出航船舶は、運航を停止して待たなければならぬこと。 総トン数一万トン（油送船にあつては千トン）未満の入出航船舶は、入出航することができること。

路 航 浜 横																																									
た	し	通	見	を	台	灯	北	堤	波	防	外	浜	横	ら	か	台	灯	南	堤	波	防	外	浜	横	(	路	水	西													
						三秒)	分四十	三十八	十九度	経百三	三秒東	分五十	二十六	十五度	北緯三	号所(	内港信	四秒)	四十分	十九度	経百三	五秒東	分二十	二十八	十五度	北緯三	号所(	大黒信													
														Iの文字の 点滅														大黒信号所 の十七度、 百九十一度 及び二百七 十一度方向 に面する信 号板並びに 内港信号所 の二十五度 、八十五度 及び三百二 十五度方向 に面する信 号板による													
入航船は、入航することができること。														入航船は、入航することができること。														長さ五十メートル以上の出航船 (総トン数五百トン未満の船舶を除く。)は、運航を停止して待たなければならないこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。													
出航することができること。														長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。																											

路 航 浜 横																																									
た	し	通	見	を	台	灯	北	堤	波	防	外	浜	横	ら	か	台	灯	南	堤	波	防	外	浜	横	(	路	水	西													
						三秒)	分四十	三十八	十九度	経百三	三秒東	分五十	二十六	十五度	北緯三	号所(	内港信	四秒)	四十分	十九度	経百三	五秒東	分二十	二十八	十五度	北緯三	号所(	大黒信													
														Iの文字の 点滅														大黒信号所 の十七度、 百九十一度 及び二百七 十一度方向 に面する信 号板並びに 内港信号所 の二十五度 、八十五度 及び三百二 十五度方向 に面する信 号板による													
入航船は、入航することができること。														入航船は、入航することができること。														総トン数五百トン以上の出航船 は、運航を停止して待たなければ ならないこと。													
入航船は、入航することができること。														総トン数五百トン未満の出航船 は、出航することができること。																											

線以西の横浜航路

○の文字の 点滅	Fの文字の 点滅	Xの文字及 びIの文字 の交互点滅
<p>出航船は、出航することができること。</p> <p>長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、西水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。</p> <p>長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。</p>	<p>長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入航船は、西水路外において、入航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入航船は、入航することができること。</p>	<p>西水路内において航行中の入航船は、入航することができること。</p> <p>西水路外にある長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、西水路外において、西水路内</p>

線以西の横浜航路

○の文字の 点滅	Fの文字の 点滅	Xの文字及 びIの文字 の交互点滅
<p>出航船は、出航することができること。</p> <p>総トン数五百トン以上の入航船は、西水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。</p>	<p>総トン数一万五千トン（油送船にあつては千トン）以上の入航船は、西水路外において、入航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>総トン数一万五千トン（油送船にあつては千トン）未満の入航船は、入航することができること。</p>	<p>西水路内において航行中の入航船は、入航することができること。</p> <p>西水路外にある総トン数五百トン以上の入航船は、西水路外において、西水路内において航行中の入航船の進路を避けて</p>


	Xの文字及びOの文字の交互点滅
<p>において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶にあつては入出航することができ、東水路から入航しようとする船舶にあつては入航することができること。</p> <p>西水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することとすることができること。</p> <p>信号が、間もなくIの文字の点滅に変わること。</p>	<p>西水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>西水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、西水路外において、西水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができること。</p> <p>西水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することとすることができること。</p>


	Xの文字及びOの文字の交互点滅
<p>待たなければならぬこと。ただし、東水路から入航しようとする船舶は、入航することができること。</p> <p>西水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>信号が、間もなくIの文字の点滅に変わること。</p>	<p>西水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>西水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、西水路外において、西水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>西水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することとすることができること。</p>


	Xの文字及びFの文字の交互点滅	<p>信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。</p> <p>西水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>西水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、西水路外において、西水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶にあつては入出航することができる、東水路から入航しようとする船舶にあつては入航することができること。</p> <p>西水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。</p>	Xの文字の点滅	<p>西水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>西水路外にある入出航船は、西水路外において、西水路内において航行中の入出航船の進路を</p>
--	-----------------	---	---------	---


	Xの文字及びFの文字の交互点滅	<p>信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。</p> <p>西水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>西水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、西水路外において、西水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、東水路から入航しようとする船舶は、入航することができること。</p> <p>西水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。</p>	Xの文字の点滅	<p>西水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>西水路外にある入出航船は、西水路外において、西水路内において航行中の入出航船の進路を</p>
--	-----------------	---	---------	---



	<p>○の文字の点滅</p> <p>出航船は、出航することができること。</p> <p>長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、東水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。</p> <p>長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。</p>	<p>Fの文字の点滅</p> <p>長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）以上の入航船は、東水路外において、入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>長さ百六十メートル（油送船にあつては、総トン数千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。</p>	<p>Xの文字及びIの文字の交互点滅</p> <p>東水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>東水路外にある長さ五十メートル</p>
--	---	---	---

<p>は、出航することができること。</p>	<p>○の文字の点滅</p> <p>出航船は、出航することができること。</p> <p>総トン数五百トン以上の入航船は、東水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。</p>	<p>Fの文字の点滅</p> <p>総トン数一万五千トン（油送船にあつては千トン）以上の入出航船は、東水路外において、入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>総トン数一万五千トン（油送船にあつては千トン）未満の入出航船は、入出航することができること。</p>	<p>Xの文字及びIの文字の交互点滅</p> <p>東水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。</p> <p>東水路外にある総トン数五百ト</p>
------------------------	--	--	--


	Xの文字及びOの文字の交互点滅
<p>ル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、東水路外において、東水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶は、入出航することができること。</p> <p>東水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができ、間もなくIの文字の点滅に変わる。</p>	<p>東水路内において航行中の入出航船は、入出航することができる。</p> <p>東水路外にある長さ五十メートル以上の入出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、東水路外において、東水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶にあつては入出航することができ、西水路から出航しようとする船舶にあつては出航することができること。</p> <p>東水路外にある長さ五十メートル</p>


	Xの文字及びOの文字の交互点滅
<p>ン以上の入出航船は、東水路外において、東水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。</p> <p>東水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができ、間もなくIの文字の点滅に変わる。</p>	<p>東水路内において航行中の入出航船は、入出航することができる。</p> <p>東水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、東水路外において、東水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、西水路から出航しようとする船舶は、出航することができること。</p> <p>東水路外にある総トン数五百ト</p>




<p>Xの文字及びFの文字の交互点滅</p>	
<p>ル未満又は総トン数五百トン未満の出入航船は、出入航することができること。 信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。</p>	<p>東水路内において航行中の出入航船は、出入航することができること。 東水路外にある長さ五十メートル以上の出入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、東水路外において、東水路内において航行中の出入航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、港長の指示を受けた船舶にあつては出入航することができ、西水路から出航しようとする船舶にあつては出航することができること。 東水路外にある長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出入航船は、出入航することができること。 信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。</p>
<p>Xの文字の点滅</p>	<p>東水路内において航行中の出入航船は、出入航することができ</p>


<p>Xの文字及びFの文字の交互点滅</p>	
<p>ル未満の出入航船は、出入航することができること。 信号が、間もなくOの文字の点滅に変わること。</p>	<p>東水路内において航行中の出入航船は、出入航することができること。 東水路外にある総トン数五百トン以上の出入航船は、東水路外において、東水路内において航行中の出入航船の進路を避けて待たなければならぬこと。ただし、西水路から出航しようとする船舶は、出航することができること。 東水路外にある総トン数五百トン未満の出入航船は、出入航することができること。 信号が、間もなくFの文字の点滅に変わること。</p>
<p>Xの文字の点滅</p>	<p>東水路内において航行中の出入航船は、出入航することができ</p>

港の名称		航路
関門	航路	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第八十二号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海面（関門航路及び関門第二航路を除く。）
第二関門	航路	
第二航路	航路	
		一 部埼灯台から五十六度三十分百六十メートルの地点 二 部埼灯台から三百四十七度四百メートルの地点 三 部埼灯台から三百六度千六百メートルの地点

特定港内の区域

別表第五（第二十條の三關係）

（備考） （略）

（略）	
（略）	
（略）	
（略）	Xの文字の 点灯
（略）	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。 東水路外にある入出航船は、東水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、西水路から出航しようとする船舶は、出航することができること。 信号が、間もなくXの文字の点灯に変わること。

（新設）

（備考） （略）

（略）	
（略）	
（略）	
（略）	Xの文字の 点灯
（略）	港長の指示を受けた船舶以外の船舶は、入出航してはならないこと。 東水路外にある入出航船は、東水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。ただし、西水路から出航しようとする船舶は、出航することができること。 信号が、間もなくXの文字の点灯に変わること。

- 
- 
- 四 部埼灯台から三百八度千七百二十メートルの地点
  - 五 部埼灯台から三百二度二千三百五メートルの地点
  - 六 門司埼灯台から八十九度二千六百三十メートルの地点
  - 七 門司埼灯台から百一度三十分千八百八十メートルの地点
  - 八 門司埼灯台から九十一度七百三十メートルの地点
  - 九 門司埼灯台から六十八度百九十メートルの地点
  - 十 門司埼灯台
  - 十一 門司埼灯台から二百十六度二百十メートルの地点
  - 十二 門司埼灯台から二百十一度三十分三百五十メートルの地点
  - 十三 門司埼灯台から百九十七度七百十メートルの地点
  - 十四 門司埼灯台から百八十七度千四百七十メートルの地点
  - 十五 門司埼灯台から二百四度二千二百九十メートルの地点
  - 十六 門司埼灯台から二百二度二千三百五十メートルの地点
  - 十七 門司埼灯台から二百十三度三千百二十メートルの地点
  - 十八 門司船舶通航信号所から四十度三十分千九百四十メートルの地点
  - 十九 門司船舶通航信号所から四十五度九百三十メートルの地点
  - 二十 門司船舶通航信号所から二百四十七度二百三十メートルの地点
  - 二十一 門司船舶通航信号所から二百五十九度千七百四十メートルの地点
  - 二十二 門司船舶通航信号所から二百五十八度三十分千
- 
-

八百八十メートルの地点

二十三 門司船舶通航信号所から二百八十六度三十分三千二百メートルの地点

二十四 門司船舶通航信号所から二百八十九度三千メートルの地点

二十五 門司船舶通航信号所から二百九十一度三千九十メートルの地点

二十六 門司船舶通航信号所から二百八十八度三千三百五十メートルの地点

二十七 若松洞海湾口防波堤灯台から百四十五度三十分二千七百七十メートルの地点

二十八 若松洞海湾口防波堤灯台から百四十度二千七百メートルの地点

二十九 若松洞海湾口防波堤灯台から百四十度二千五百七十メートルの地点

三十 若松洞海湾口防波堤灯台から百四十八度二千六百七十メートルの地点

三十一 若松洞海湾口防波堤灯台から百六十四度二千六百四十メートルの地点

三十二 若松洞海湾口防波堤灯台から百四十八度三十分二千メートルの地点

三十三 若松洞海湾口防波堤灯台から百五十七度二千二百八十メートルの地点

三十四 若松洞海湾口防波堤灯台から二百五度千六百メートルの地点

三十五 若松洞海湾口防波堤灯台から二百十二度千八百八十メートルの地点

三十六 若松洞海湾口防波堤灯台から二百四十三度千五百九十メートルの地点

三十七 若松洞海湾口防波堤灯台から百三十一度百メー

トルの地点

三十八 若松洞海湾口防波堤灯台から三百四十九度六十分の地点

三十九 若松洞海湾口防波堤灯台から二百五十四度三十分五百メートルの地点

四十 若松洞海湾口防波堤灯台から三百一度千九百七十メートルの地点

四十一 若松洞海湾口防波堤灯台から二百九十六度二千二百メートルの地点

四十二 若松洞海湾口防波堤灯台から二百七十七度三千二百六十メートルの地点

四十三 若松洞海湾口防波堤灯台から二百八十六度三十分三千六百メートルの地点

四十四 若松洞海湾口防波堤灯台から三百五度二千七百二十メートルの地点

四十五 和合良島島頂から二百五十七度二千八百五十メートルの地点

四十六 和合良島島頂から二百五十七度百五十五メートルの地点

四十七 若松洞海湾口防波堤灯台から十三度二千七百七十メートルの地点

四十八 若松洞海湾口防波堤灯台から二十度三十分二千九百九十メートルの地点

四十九 六連島ウドノ鼻から二百二十三度四百八十メートルの地点から百三十三度六百メートルの地点

五十 六連島灯台から百九十六度三十分千三百四十メートルの地点

五十一 六連島灯台から百七十二度六百九十メートルの地点

五十二 六連島灯台から七十三度百六十メートルの地点

- 五十三 六連島灯台から三度三十分に引いた線と関門港の境界線とが交わる地点
- 五十四 六連島灯台から三十七度三十分に引いた線と関門港の境界線とが交わる地点
- 五十五 六連島灯台から七十六度千七百メートルの地点
- 五十六 次号に掲げる地点から四十二度四千三百七十メートルの地点
- 五十七 竹ノ子島台場鼻から三百十度三百七十メートルの地点
- 五十八 若松洞海湾口防波堤灯台から六十八度千九百十メートルの地点
- 五十九 若松洞海湾口防波堤灯台から八十九度二千七百二十メートルの地点
- 六十 門司船舶通航信号所から三百二十三度二千九百三十メートルの地点
- 六十一 門司船舶通航信号所から三百二十度二千四百八十メートルの地点
- 六十二 門司船舶通航信号所から三百三十三度三十分千六百二十メートルの地点
- 六十三 門司船舶通航信号所から三百四十三度千六百メートルの地点
- 六十四 門司船舶通航信号所から三百五十三度千七百メートルの地点
- 六十五 門司船舶通航信号所から七度三十分千六百八十メートルの地点
- 六十六 門司船舶通航信号所から十三度三十分千八百九十メートルの地点
- 六十七 門司埼灯台から二百二十二度四千二百二十メートルの地点
- 六十八 門司埼灯台から二百二十八度三十分三千九百八

十メートルの地点

六十九 門司埼灯台から二百四十度三千四百十メートルの地点

七十 門司埼灯台から二百三十八度三千二百五十メートルの地点

七十一 門司埼灯台から二百三十七度二千八百四十メートルの地点

七十二 門司埼灯台から二百三十九度二千三百六十メートルの地点

七十三 門司埼灯台から二百四十四度二千メートルの地点

七十四 門司埼灯台から二百五十七度九百メートルの地点

七十五 門司埼灯台から三百二十五度五百七十メートルの地点

七十六 門司埼灯台から三十度千八十メートルの地点

七十七 部埼灯台から三百二十四度三十分四千五十メートルの地点

七十八 部埼灯台から三百三十八度四千二十メートルの地点

七十九 部埼灯台から三百四十度三千八百七十メートルの地点

八十 部埼灯台から三百四十三度四千三十メートルの地点

八十一 次号に掲げる地点から三百三十九度三千五十メートルの地点

八十二 部埼灯台から五十六度三十分千九百五十メートルの地点





改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節 航路における一般的航法（<u>第三条</u>―<u>第八条</u>）</p> <p>第二節 航路ごとの航法（<u>第九条</u>）</p> <p>第三節 特殊な船舶の航路における交通方法の特則（<u>第十条</u>―<u>第二十一条</u>）</p> <p>第四節 灯火等（<u>第二十二条</u>・<u>第二十三条</u>）</p> <p>第五節 船舶の安全な航行を援助するための措置（<u>第二十三条</u>の二―<u>第二十三条</u>の四）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（法第二条第二項第三号ロに掲げる船舶）</p> <p>第二条 法第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める船舶は、法第三十条第一項の規定による許可（同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第三十一条第一項（同法第三十七条の五）において準用する場合を含む。）の規定による許可）を受けて工事又は作業を行つており、当該工事又は作業の性質上接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶とする。</p> <p>2（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節 航路における一般的航法（<u>第三条</u>―<u>第七条</u>）</p> <p>第二節 航路ごとの航法（<u>第八条</u>―<u>第十条</u>）</p> <p>第三節 特殊な船舶の航路における交通方法の特則（<u>第十一条</u>―<u>第二十一条</u>）</p> <p>第四節 灯火等（<u>第二十二条</u>・<u>第二十三条</u>）</p> <p>（新設）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（法第二条第二項第三号ロに掲げる船舶）</p> <p>第二条 法第二条第二項第三号ロの国土交通省令で定める船舶は、法第三十条第一項の規定による許可（同条第八項の規定によりその許可を受けることを要しない場合には、港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第三十一条第一項（同法第三十七条の三）において準用する場合を含む。）の規定による許可）を受けて工事又は作業を行つており、当該工事又は作業の性質上接近してくる他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶とする。</p> <p>2（略）</p>

(速力の制限)  
 第四条 (略)

航路の名称	航路の区間	速力
(略)	(略)	(略)

(追越しの場合の信号)  
 第五条 法第六条の規定により行わなければならない信号は、船舶が他の船舶の右げん側を航行しようとするときは汽笛を用いた長音一回に引き続く短音一回とし、船舶が他の船舶の左げん側を航行しようとするときは汽笛を用いた長音一回に引き続く短音二回とする。

(追越しの禁止)

第五条の二 法第六条の二の国土交通省令で定める航路の区間は、来島海峡航路のうち、今治船舶通航信号所（北緯三十四度五分二十五秒東経百三十二度五十九分十六秒）から四十六度へ引いた線と津島船舶通航信号所（北緯三十四度九分七秒東経百三十二度五十九分三十秒）から二百八度へ引いた線との間の区間とする。

2 | 法第六条の二の国土交通省令で定める船舶は、海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号。以下「令」という。）第四条に規定する緊急用務を行うための船舶であつて、当該緊急用務を行うために航路を著しく遅い速力で航行している船舶、順潮の場合にその速力に潮流の速度を加えた速度が四ノット未満で航行している船舶及び逆潮の場合にその速力から潮流の速度を減じた速度が四ノット未満で航行している船舶とする。

(速力の制限)  
 第四条 (略)

航路の名称	航路の区間	速力（対水速力をいう。以下同じ。）
(略)	(略)	(略)

(追い越しの場合の信号)  
 第五条 法第六条の規定により行わなければならない信号は、船舶が他の船舶の右げん側を航行しようとするときは汽笛を用いた長音一回に引き続く短音一回とし、船舶が他の船舶の左げん側を航行しようとするときは汽笛を用いた長音一回に引き続く短音二回とする。

(新設)

(新設)

(進路を知らせるための措置)

第六条 法第七条の国土交通省令で定める船舶は、信号による表示を行う場合にあつては総トン数百トン未満の船舶とし、次項に掲げる措置を講じる場合にあつては船舶自動識別装置を備えていない船舶及び船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)第三条の十六ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させていない船舶とする。

2 法第七条の国土交通省令で定める措置は、船舶自動識別装置により目的地に関する情報を送信することとする。

3 法第七条の規定による信号による表示は、別表第二の上欄に掲げる船舶について、それぞれ同表の下欄に規定する信号の方法により行わなければならない。

4 第二項の規定による措置は、当該航路を航行する間、仕向港に関する情報その他の進路を知らせるために必要な情報について、海上保安庁長官が告示で定める記号により、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信することにより行わなければならない。

(航路外での待機の指示)

第八条 法第十条の二の規定による指示は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる場合において、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

航路の名称	危険を生ずるおそれのある場合
浦賀水道航	次の各号のいずれかに該当する場合

(行先の表示)

第六条 (新設)

(新設)

法第七条の規定による行先の表示は、汽笛を備えていない船舶及び総トン数百トン未満の船舶以外の船舶で別表第二の上欄に掲げるものについて、それぞれ同表の下欄に規定する信号の方法によりしなければならない。

(新設)

(新設)

中ノ瀬航路	<p>一 視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、総トン数五万トン（積載している危険物が液化ガスである場合には、総トン数二万五千トン）以上の危険物積載船（以下この表及び第十五条において「特別危険物積載船」という。）又は船舶、いかだその他の物件を引き、若しくは押して航行する船舶であつて、当該引き船の船首から当該物件の後端まで若しくは当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が二百メートル以上の船舶（以下この表及び第十五条において「長大物件えい航船等」という。）が航路を航行する場合</p> <p>二 視程が千メートル以下の状態で、長さ百六十メートル以上の船舶、総トン数一万トン以上の危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合</p>
伊良湖水道航路	<p>次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>一 視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、特別危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合</p> <p>二 視程が千メートル以下の状態で、巨大船、総トン数一万トン以上の危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合</p>
明石海峡航路	<p>次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>一 視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、特別危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合</p>

	<p>二 視程が千メートル以下の状態で、長さ百六十メートル以上の船舶、危険物積載船又は船舶、いかだその他の物件を引き、若しくは押して航行する船舶であつて、当該引き船の船首から当該物件の後端まで若しくは、当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が百六十メートル以上である船舶が航路を航行する場合</p>
<p>備讃瀬戸東航路 宇高東航路 宇高西航路 備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>一 視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、特別危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合</p> <p>二 視程が千メートル以下の状態で、長さ百六十メートル以上の船舶、危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合</p>
<p>水島航路</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>一 視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、特別危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合</p> <p>二 視程が千メートル以下の状態で、長さ百六十メートル以上の船舶、危険物積載船又は長大物件えい航船等が航路を航行する場合</p>
<p>来島海峡航路</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する場合</p> <p>一 視程が千メートルを超え二千メートル以下の状態で、巨大船、特別危険物積載船又は長大物件えい航船等</p>

が航路を航行する場合

二 視程が千メートル以下の状態で、長さ百六十メートル以上の船舶、危険物積載船又は船舶、いかだその他の物件を引き、若しくは押して航行する船舶であつて、当該引き船の船首から当該物件の後端まで若しくは当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が百メートル以上である船舶が航路を航行する場合

三 潮流をさかのぼつて航路を航行する船舶が潮流の速度に四ノットを加えた速力以上の速力を保つことができずに航行するおそれがある場合

2

前項に定めるもののほか、伊良湖水道航路内において巨大船と長さ百三十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）とが行き会うことが予想される場合及び水島航路内において巨大船と長さ七十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）とが行き会うことが予想される場合には、法第十条の二の規定による指示は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに、海上保安庁長官が告示で定めるところによりVHF無線電話その他の適切な方法により行うとともに、同表の中欄に掲げる信号の方法により行うものとする。この場合において、同欄に掲げる信号の意味は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

航路 の 名	信号の方法		信号の意味
	信号所の名 称及び位置	昼間 夜間	

(新設)

伊良湖水道航路	伊良湖水道航路	伊良湖水道航路	伊良湖水道航路	伊良湖水道航路	伊良湖水道航路
伊良湖水道航路管制信号所（北緯三十四度三十四分五十七度一分）	伊良湖水道航路管制信号所（北緯三十四度三十四分五十七度一分）	伊良湖水道航路管制信号所（北緯三十四度三十四分五十七度一分）	伊良湖水道航路管制信号所（北緯三十四度三十四分五十七度一分）	伊良湖水道航路管制信号所（北緯三十四度三十四分五十七度一分）	伊良湖水道航路管制信号所（北緯三十四度三十四分五十七度一分）
百五十三度及び二百九十三度方向に面する信号板による。	Nの文字の点滅	Sの文字の点滅	Nの文字及びSの文字の交互点滅	百二十度、百八十度及び二百九十度方向に面する信号板による。	
伊良湖水道航路を南東の方向に航行しようとする長さ百三十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。	伊良湖水道航路を北西の方向に航行しようとする長さ百三十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。	伊良湖水道航路を南東の方向に航行しようとする長さ百三十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。	伊良湖水道航路を北西の方向に航行しようとする長さ百三十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。	伊良湖水道航路を南東の方向に航行しようとする長さ百三十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。	伊良湖水道航路を北西の方向に航行しようとする長さ百三十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。

東経百三十三度四十七分十二秒)		Nの文字の点滅	水島航路を南の方向に航行しようとする長さ七十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。
水島航路三ツ子島管制信号所（北緯三十四度二十二分十九秒東経百三十三度四十九分二十一秒及び北緯三十四度二十二分十八秒東経百三十三度四十九分二十一秒）	五十五度及び百十五度方向に面する信号板並びに二百二十五度及び三百度方向に面する信号板による。	水島航路を南の方向に航行しようとする長さ七十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。	水島航路を北の方向に航行しようとする長さ七十メートル



			<p>以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。</p>
<p>3 前項の場合において、信号装置の故障その他の事由により前項の信号の方法を用いることができないときの信号の方法は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに同表の中欄に掲げるとおりとし、その意味は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>航路 の 名 称</p>	<p>海上保安庁 の船舶が信 号を行う位 置</p> <p>昼間</p> <p>夜間</p>	<p>信号の意味</p> <p>伊良湖水道航路を南東の方向に航行しようとする長さ百三十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。</p>
<p>伊良湖 水道航 路</p>	<p>神島灯台（ 北緯三十四 度三十二分 五十五秒東 経百三十六 度五十九分 十一秒）か ら三百四十 度三千五百 四十メートル</p>	<p>縦に上か ら国際信 号旗の第 一代表旗 一旗及び びし旗一 旗</p> <p>発光信号 によるモ ールス符 号の R Z S の信号</p>	<p>信号の方法</p>

（新設）

近 ルの地点付	伊良湖岬灯 台（北緯三 十四度三十 四分四十六 秒東経百三 十七度五十 八秒）から 百六十度三 千五百メー トルの地点 付近	縦に上か ら国際信 号旗の第 二代表旗 一旗及 び一旗一 旗	発光信号 によるモ ールス符 号の R Z N の信号	伊良湖水道航路を北西の方向 に航行しようとする長さ百三 十メートル以上の船舶（巨大 船を除く。）は、航路外で待 機しなければならないこと。
点付近 一トルの地 三千五百メ ら百六十度 湖岬灯台か 近及び伊良 ルの地点付 四十メー 度三千五百 号旗の第 三代表旗 一旗及 び一旗一 旗	縦に上か ら国際信 号旗の第 三代表旗 一旗及 び一旗一 旗	発光信号 によるモ ールス符 号の R Z S N の信 号	伊良湖水道航路を航行しよう とする長さ百三十メートル以 上の船舶（巨大船を除く。） は、航路外で待機しなければ ならないこと。	

											水島	航路									
地点付近	メートルの	十度千五百	から二百三	二十五秒)	度四十九分	経百三十三	五十七秒東	度二十二分	北緯三十四	鍋島灯台(								太濃地島三	縦に上か	発光信号	水島航路を南の方向に航行し
号旗の第	ら国際信	縦に上か		旗	びL旗一	一旗及	一代表旗	号旗の第	ら国際信	縦に上か								縦に上か	ら国際信	によるモ	水島航路を北の方向に航行し
ールス符	によるモ	発光信号			Sの信号		号のRZ	ールス符	によるモ	発光信号								によるモ	ールス符	号のRZ	は、航路外で待機しなけれ
以上の船舶(巨大船を除く。		水島航路を北の方向に航行し					は、航路外で待機しなけれ														は、航路外で待機しなけれ

備考 天候の状況等により夜間の信号を昼間用いる場合がある。			
	二代表旗 一旗及 びL旗一 旗	号のRZ Nの信号	は、航路外で待機しなけれ ばならないこと。

(削除)

(削除)

(伊良湖水道航路)

第八条 法第十四条第三項の国土交通省令で定める長さは、百三十メートルとする。

2 法第十四条第三項の規定による指示を信号によつて行う場合の信号の方法は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、その意味は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

信号所の名称 及び位置	信号の方法		信号の意味
	昼間	夜間	
伊良湖水道航 路管制信号所 (北緯三十四 度三十四分五 十秒東経百三 十七度一分)	Nの文字の点滅		伊良湖水道航路を南東の方向に 航行しようとする長さ百三十メ ートル以上の船舶(巨大船を除

(削除)

神島灯台(北)	海上保安庁の船舶が信号を 行う位置	信号の方法		Nの文字及びSの文字の交互点滅	Sの文字の点滅	
縦に上か	昼間		発光信号	夜間	伊良湖水道航路を航行しようとする長さ百三十メートル以上の船舶(巨大船を除く。)は、航路外で待機しなければならないこと。	伊良湖水道航路を北西の方向に航行しようとする長さ百三十メートル以上の船舶(巨大船を除く。)は、航路外で待機しなければならないこと。
伊良湖水道航路を南東の方向に	信号の意味	3 前項の場合において、信号装置の故障その他の事由により前項の信号の方法を用いることができないときの信号の方法は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、その意味は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。				

緯三十四度三十二分五十五秒東経百三十六度五十九分十一秒)から三百四十度三千五百四十メートルの地点付近	伊良湖岬灯台(北緯三十四度三十四分四十六秒東経百三十七度五十八秒)から百六十度三千五百メートルの地点付近	神島灯台から三百四十度三千五百四十メートルの地点付近及び伊良湖岬灯台から百六十度三千
縦に上から国際信号旗の第一代表旗一旗及びL旗一旗	縦に上から国際信号旗の第二代表旗一旗及びL旗一旗	縦に上から国際信号旗の第三代表旗一旗及びL旗一旗
によるモールのRZの信号	によるモールのRZの信号	によるモールのRZの信号
航行しようとする長さ百三十メートル以上の船舶(巨大船を除く。)は、航路外で待機しなければならないこと。	伊良湖水道航路を北西の方向に航行しようとする長さ百三十メートル以上の船舶(巨大船を除く。)は、航路外で待機しなければならないこと。	伊良湖水道航路を航行しようとする長さ百三十メートル以上の船舶(巨大船を除く。)は、航路外で待機しなければならないこと。

(削除)

(削除)

五百メートルの地点付近	
備考 天候の状況等により夜間の信号を昼間用いる場合がある。	

(水島航路)

第九條 法第十八條第四項において準用する法第十四條第三項の国土交通省令で定める長さは、七十メートルとする。

2 法第十八條第四項において準用する法第十四條第三項の規定による指示を信号によつて行う場合の信号の方法は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、その意味は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

信号所の名称及び位置	信号の方法		信号の意味
	昼間	夜間	
水島航路西ノ 崎管制信号所 (北緯三十四 度二十六分九 秒東経百三十 三度四十七分 十二秒)	Nの文字の点滅		水島航路を南の方向に航行しようとする長さ七十メートル以上の船舶(巨大船を除く。)は、
			百二十度、百八十度及び二百九十度方向に面する信号板による。

	Sの文字の点滅	<p>航路外で待機しなければなら いこと。</p> <p>水島航路を北の方向に航行しよ うとする長さ七十メートル以上 の船舶（巨大船を除く。）は、 航路外で待機しなければなら ないこと。</p>
<p>水島航路三ツ 子島管制信号 所（北緯三十 四度二十二分 十九秒東経百 三十三度四十 九分二十三秒 及び北緯三十 四度二十二分 十八秒東経百 三十三度四十 九分二十一秒</p>	<p>五十五度及び百十五 度方向に面する信号 板並びに二百二十五 度及び三百度方向に 面する信号板による 。</p> <p>Nの文字の点滅</p>	<p>水島航路を南の方向に航行しよ うとする長さ七十メートル以上 の船舶（巨大船を除く。）は、 航路外で待機しなければなら ないこと。</p>
	Sの文字の点滅	<p>水島航路を北の方向に航行しよ うとする長さ七十メートル以上 の船舶（巨大船を除く。）は、 航路外で待機しなければなら ないこと。</p>



(削除)

3 | 前項の場合において、信号装置の故障その他の事由により前項の信号の方法を用いることができないときの信号の方法は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、その意味は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

鍋島灯台（北	信号の方法		信号の意味
	昼間	夜間	
海上保安庁の船舶が信号を行う位置	縦に上から国際信号旗の第一代表旗一旗及びL旗一旗	発光信号によるモールの信号	水島航路を南の方向に航行しようとする長さ七十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。
太濃地島三角点（北緯三十四度二十六分五十二秒東経百三十三度四十五分十二秒）から九十七度千四百メートルの地点付近	縦に上から国際信号旗の第一代表旗一旗及びL旗一旗	発光信号によるモールの信号	水島航路を北の方向に航行しようとする長さ七十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。
縦に上か	縦に上から国際信号旗の第一代表旗一旗及びL旗一旗	発光信号	水島航路を南の方向に航行しようとする長さ七十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。
発光信号	縦に上から国際信号旗の第一代表旗一旗及びL旗一旗	発光信号	水島航路を南の方向に航行しようとする長さ七十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。
水島航路を南の方向に航行しようとする長さ七十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。	縦に上から国際信号旗の第一代表旗一旗及びL旗一旗	発光信号	水島航路を南の方向に航行しようとする長さ七十メートル以上の船舶（巨大船を除く。）は、航路外で待機しなければならないこと。

(来島海峡航路)

第九條 法第二十条第一項第五号の国土交通省令で定める速力は、潮流の速度に四ノットを加えた速力とする。

2| 法第二十条第二項の規定により海上保安庁長官が示す流向は、来島長瀬ノ鼻潮流信号所（北緯三十四度六分三十五秒東経百三十三度二分一秒）、中渡島潮流信号所（北緯三十四度七分五秒東経百三十三度六秒）、大浜潮流信号所（北緯三十四度五分二十四秒東経百三十二度五十九分二十九秒）、津島潮流信号所（北緯三十四度九分三秒東経百三十二度五十九分二十九秒）又は来島大角鼻潮流信号所（北緯三十四度八分二十六秒東経百三十二度五十六分二十八秒）の示す潮流信号によるものとする。

(来島海峡航路)

第十條 (新設)

法第二十条第二項の規定により海上保安庁長官が示す流向は、来島長瀬ノ鼻潮流信号所（北緯三十四度六分三十五秒東経百三十三度二分一秒）、中渡島潮流信号所（北緯三十四度七分五秒東経百三十三度六秒）、大浜潮流信号所（北緯三十四度五分二十四秒東経百三十二度五十九分二十九秒）、津島潮流信号所（北緯三十四度九分三秒東経百三十二度五十九分二十九秒）又は来島大角鼻潮流信号所（北緯三十四度八分二十六秒東経百三十二度五十六分二十八秒）の示す潮流信号によるものとする。

備考 天候の状況等により夜間の信号を昼間用いる場合がある。	緯三十四度二十二分五十七秒東経百三十三度四十九分二十五秒)から二百三十度	縦に上から国際信号の地点付近	千五百メートル	ら二百三十度	二十五秒)から二百三十度	緯三十四度二十二分五十七秒東経百三十三度四十九分二十五秒)から二百三十度
	から二百三十度	縦に上から国際信号の地点付近	千五百メートル	ら二百三十度	二十五秒)から二百三十度	緯三十四度二十二分五十七秒東経百三十三度四十九分二十五秒)から二百三十度
	L旗一旒	一旗及び	二代表旗	号旗の第一	一旗及び	L旗一旒
	Nの信号	Sの信号	号のRZ	号のRZ	Sの信号	号のRZ
	いこと。	いこと。	航路外で待機しなければならぬこと。	航路外で待機しなければならぬこと。	いこと。	航路外で待機しなければならぬこと。

法第二十条第四項の規定による通報は、来島海峡航路において転流する時刻の一時間前から転流する時刻までの間に同航路を航行しようとする船舶が次の各号に定める線を横切つた後直ちに、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 梶島三角点（北緯三十四度七分二十一秒東経百三十三度九分三十一秒）から三百二十五度二百二十メートルの地点から三百二十五度に陸岸まで引いた線
- 二 梶島三角点から二百十八度三百二十メートルの地点から二百十八度に陸岸まで引いた線
- 三 比岐島灯台（北緯三十四度三分三十秒東経百三十三度五分五十四秒）から二百十八度百二十メートルの地点から二百十八度に陸岸まで引いた線
- 四 大浜潮流信号所から百二十度三百メートルの地点から百二十度四千二百八十メートルの地点まで引いた線及び同地点から百八十九度に陸岸まで引いた線
- 五 小島東灯標（北緯三十四度七分四十四秒東経百三十二度五十九分二秒）から百九十九度四百七十メートルの地点から百九十九度に陸岸まで引いた線
- 六 小島東灯標と大角鼻（北緯三十四度八分三十四秒東経百三十二度五十六分三十一秒）とを結んだ線
- 七 大角鼻から二百五十度四千三百三十メートルの地点まで引いた線及び同地点から二百五度に陸岸まで引いた線
- 八 来島梶取鼻灯台（北緯三十四度七分六秒東経百三十二度五十三分三十三秒）から二百七十二度九十メートルの地点から二百七十二度に陸岸まで引いた線
- 九 齋島東端（北緯三十四度七分十六秒東経百三十二度四十八分二秒

（新設）

<p>航路の名称</p>	<p>長さ</p>
<p>浦賀水道航路</p>	<p>百六十メートル</p>

  

4| 法第二十条第四項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一| 船舶の名称
- 二| 海上保安庁との連絡手段
- 三| 航行する速力
- 四| 航路外から航路に入ろうとする時刻

5| 法第二十一条第一項の規定により次の各号に掲げる場合に行う信号は、当該各号に掲げる信号とする。

- 一〜三| (略)

6| (略)

第三節 特殊な船舶の航路における交通方法の特則

(巨大船に準じて航行に関する通報を行う船舶)

第十条 法第二十二條第二号の国土交通省令で定める長さは、次の表の上欄に掲げる航路ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

(新設)

2| 法第二十一条第一項の規定により次の各号に掲げる場合に行なう信号は、当該各号に掲げる信号とする。

- 一〜三| (略)

3| (略)

第三節 特殊な船舶の航路における交通方法の特則

(新設)

中ノ瀬航路	百六十メートル
伊良湖水道航路	百三十メートル
明石海峡航路	百六十メートル
備讃瀬戸東航路	百六十メートル
宇高東航路	百六十メートル
宇高西航路	百六十メートル
備讃瀬戸北航路	百六十メートル
備讃瀬戸南航路	百六十メートル
水島航路	七十メートル
来島海峡航路	百六十メートル

(危険物積載船)

第十一条 法第二十二條第三号の国土交通省令で定める危険物は、次の各号に掲げるとおりとし、当該危険物に係る同号の国土交通省令で定める総トン数は、当該各号に掲げるとおりとする。

一〜四 (略)

(危険物積載船)

第十一条 法第二十二條第二号の国土交通省令で定める危険物は、次の各号に掲げるとおりとし、当該危険物に係る同号の国土交通省令で定める総トン数は、当該各号に掲げるとおりとする。

一〜四 (略)

2 (略)

3 第一項第二号又は第三号に掲げる危険物を積載していた総トン数千トン以上の船舶で当該危険物を荷卸し後ガス検定を行い、火災又は爆発のおそれのないことを船長が確認していないものは、法の適用については、その危険物を積載している危険物積載船とみなす。

(物件えい航船等)

第十二条 法第二十二條第四号の国土交通省令で定める距離は、次の表の上欄に掲げる航路ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

航路の名称	距離
浦賀水道航路	二百メートル
中ノ瀬航路	二百メートル
伊良湖水道航路	二百メートル
明石海峡航路	百六十メートル
備讃瀬戸東航路	二百メートル
宇高東航路	二百メートル
宇高西航路	二百メートル
備讃瀬戸北航路	二百メートル

2 (略)

3 第一項第二号又は第三号に掲げる危険物を積載していた総トン数千トン以上の船舶で当該危険物を荷卸し後ガス検定を行ない、火災又は爆発のおそれのないことを船長が確認していないものは、法の適用については、その危険物を積載している危険物積載船とみなす。

(長大物件えい航船等)

第十二条 法第二十二條第三号の国土交通省令で定める距離は、二百メートルとする。

備讃瀬戸南航路	二百メートル
水島航路	二百メートル
来島海峡航路	百メートル

(巨大船等の航行に関する通報事項)

第十三条 法第二十二條の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 船舶の名称、総トン数及び長さ
- 二・三 (略)
- 四 船舶局のない船舶にあつては、海上保安庁との連絡手段
- 五 (略)
- 六 巨大船にあつては、その喫水
- 七 危険物積載船にあつては、積載している危険物(第十一条第一項各号に掲げる危険物をいう。以下同じ。)の種類及び種類ごとの数量
- 八 物件えい航船等(法第二十二條第四号に掲げる船舶をいう。以下同じ。)にあつては、引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端まで又は押し船の船尾から当該押し船の押す物件の先端までの距離及び当該物件の概要

(巨大船等の航行に関する通報の方法)

第十四条 次の各号に掲げる船舶の船長は、航路外から航路に入ろうとする日(以下「航路入航予定日」という。)の前日正午までに、前条

(巨大船等の航行に関する通報事項)

第十三条 法第二十二條の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 船舶の名称及び総トン数
- 二・三 (略)
- 四 船舶局のない船舶にあつては、海上保安庁との連絡方法
- 五 (略)
- 六 巨大船にあつては、その長さ及び喫水
- 七 危険物積載船にあつては、積載している危険物(第十一条各号に掲げる危険物をいう。以下同じ。)の種類及び種類ごとの数量
- 八 長大物件えい航船等(法第二十二條第三号に掲げる船舶をいう。以下同じ。)にあつては、引き船の船首から当該引き船の引く物件の後端まで又は押し船の船尾から当該押し船の押す物件の先端までの距離及び当該物件の概要

(巨大船等の航行に関する通報の方法)

第十四条 巨大船、積載している危険物が液化ガスである総トン数二万五千トン以上の危険物積載船又は長大物件えい航船等の船長は、航路

第一号から第五号までに掲げる事項及び巨大船である船舶にあつては同条第六号、危険物積載船である船舶にあつては同条第七号、物件えい船舶等である船舶にあつては同条第八号に掲げる事項を通報しなければならず、航路入航予定時刻の三時間前までの間においてその通報した事項に関し変更があつたときには、当該航路入航予定時刻の三時間前にその旨を通報し、以後その通報した事項に変更があつたときは、直ちに、その旨を通報しなければならない。

一 巨大船

二 法第二十二條第二号に掲げる船舶（水島航路を航行しようとする長さ七十メートル以上百六十メートル未満の船舶を除く。）

三 積載している危険物が液化ガスである総トン数二万五千トン以上の危険物積載船

四 物件えい船舶等

2 次の各号に掲げる船舶の船長は、航路入航予定時刻の三時間前までに前条第一号から第五号までに掲げる事項及び危険物積載船である船舶にあつては同条第七号に掲げる事項を通報しなければならず、その通報した事項に関し変更があつたときは、直ちに、その旨を通報しなければならぬ。

一 法第二十二條第二号に掲げる船舶（水島航路を航行しようとする長さ七十メートル以上百六十メートル未満の船舶に限る。）

二 危険物積載船（前項各号に掲げる船舶を除く。）

3・4 (略)

(巨大船等に対する指示)

第十五条 法第二十三條の規定により巨大船等の運航に関し指示することが出来る事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

外から航路に入ろうとする日（以下「航路入航予定日」という。）の前日正午までに、前条第一号から第五号までに掲げる事項及び巨大船である船舶にあつては同条第六号、危険物積載船である船舶にあつては同条第七号、長大物件えい船舶等である船舶にあつては同条第八号に掲げる事項を通報しなければならず、航路入航予定時刻の三時間前までの間においてその通報した事項に関し変更があつたときは、当該航路入航予定時刻の三時間前にその旨を通報し、以後その通報した事項に関し変更があつたときは、直ちに、その旨を通報しなければならない。

2 危険物積載船（巨大船である船舶、積載している危険物が液化ガスである総トン数二万五千トン以上の危険物積載船である船舶又は長大物件えい船舶等である船舶を除く。）の船長は、航路入航予定時刻の三時間前までに前条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事項を通報しなければならず、その通報した事項に関し変更があつたときは、直ちに、その旨を通報しなければならない。

3・4 (略)

(巨大船等に対する指示)

第十五条 法第二十三條の規定により巨大船等の運航に関し指示することが出来る事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)



(削除)

三〇六 (略)

七 特別危険物積載船にあつては、消防設備を備えている船舶の配備

八・九 (略)

2 海上保安庁長官は、前項第五号、第七号又は第八号に掲げる事項を指示する場合における指示の内容に関し、基準を定め、これを告示するものとする。

(緊急用務を行うための船舶の指定の申請)

第十六条 令第四条の規定による指定を受けようとする者は、別記様式による申請書をその者の住所地を管轄する管区海上保安本部長（以下この節において「所轄本部長」という。）に提出しなければならない。

2 (略)

第五節 船舶の安全な航行を援助するための措置

(海上保安庁長官による情報の提供)

第二十三条の二 法第二十九条の二第一項の国土交通省令で定める海域は、別表第三の上欄に掲げる航路ごとに、同表の下欄に掲げる海域とする。

2 法第二十九条の二第一項の規定による情報の提供は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話により行うものとする。

三 視界が制限される状態にある場合における航路の航行の制限に関する事項

四〇七 (略)

八 危険物積載船で総トン数五万トン（積載している危険物が液化ガスである場合にあつては、総トン数二万五千トン）以上のものにあつては、消防設備を備えている船舶の配備

九・十 (略)

2 海上保安庁長官は、前項第六号、第八号又は第九号に掲げる事項を指示する場合における指示の内容に関し、基準を定め、これを告示するものとする。

(緊急用務を行うための船舶の指定の申請)

第十六条 海上交通安全法施行令（昭和四十八年政令第五号。以下「令」という。）第四条の規定による指定を受けようとする者は、別記様式による申請書をその者の住所地を管轄する管区海上保安本部長（以下この節において「所轄本部長」という。）に提出しなければならない。

2 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

る。

3 法第二十九条の二第一項の国土交通省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 特定船舶が航路及び第一項に規定する海域において適用される交通方法に従わないで航行するおそれがあると認められる場合における、当該交通方法に関する情報
- 二 船舶の沈没、航路標識の機能の障害その他の船舶交通の障害であつて、特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものの発生に関する情報
- 三 特定船舶が、工事又は作業が行われている海域、水深が著しく浅い海域その他の特定船舶が安全に航行することが困難な海域に著しく接近するおそれがある場合における、当該海域に関する情報
- 四 他の船舶の進路を避けることが容易でない船舶であつて、その航行により特定船舶の航行の安全に著しい支障を及ぼすおそれのあるものに関する情報
- 五 特定船舶が他の特定船舶に著しく接近するおそれがあると認められる場合における、当該他の特定船舶に関する情報
- 六 前各号に掲げるもののほか、特定船舶において聴取することが必要と認められる情報

(情報の聴取が困難な場合)

第二十三条の三 法第二十九条の二第二項の国土交通省令で定める場合

は、次に掲げるものとする。

- 一 V H F無線電話を備えていない場合
- 二 電波の伝搬障害等によりV H F無線電話による通信が困難な場合
- 三 他の船舶等とV H F無線電話による通信を行つている場合

(新設)

(新設)

(航法の遵守及び危険の防止のための勧告)

第二十三条の四 法第二十九条の三第一項の規定による勧告は、海上保安庁長官が告示で定めるところにより、VHF無線電話その他の適切な方法により行うものとする。

(航路等を示す航路標識の設置)

第三十条 法第三十五条の規定により航路標識を設置する場合は、次に掲げる基準に適合し、かつ、船舶交通の安全を図るため適切な位置に設置するものとする。

一〜三 (略)

四 法第五条、法第六条の二及び法第九条の航路の区間にあつては、当該区間の境界線又はその延長線上にあること。

(権限の委任)

第三十二条 法第十条の二、法第二十条第三項及び第四項、法第二十二條、法第二十三条、法第二十九条の二第一項並びに法第二十九条の三第一項及び第二項の規定による海上保安庁長官の権限は、当該航路の所在する海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

2 法第三十条第一項から第五項まで及び第七項、第三十一条第一項から第五項まで並びに法第三十二条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該行為に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

3・4 (略)

5 管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上交通センターの長に行わせるものとする。

(削除)

(新設)

(航路等を示す航路標識の設置)

第三十条 法第三十五条の規定により航路標識を設置する場合は、次に掲げる基準に適合し、かつ、船舶交通の安全を図るため適切な位置に設置するものとする。

一〜三 (略)

四 法第五条及び第九条の航路の区間にあつては、当該区間の境界線又はその延長線上にあること。

(権限の委任)

第三十二条 法第十四条第三項(法第十八条第四項において準用する場合を含む。)、法第二十二條及び法第二十三条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該航路の所在する海域を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

2 法第三十条第一項から第五項まで及び第七項、第三十一条第一項から第五項まで並びに第三十二条の規定による海上保安庁長官の権限は、当該行為に係る場所を管轄する管区海上保安本部長に行わせる。

3・4 (略)

5 管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上交通センターの長に行わせるものとする。

一 法第十四条第三項の規定による権限 伊勢湾海上交通センター

(削除)

一 法第十条の二、法第二十二条、法第二十三条、法第二十九条の二  
第一項並びに法第二十九条の三第一項及び第二項の規定による権限  
イホ (略)

二 法第二十条第三項及び第四項の規定による権限 来島海峡海上交  
通センター

三 (略)

別表第二(第六条関係)

船舶	信号の方法	
	昼間	夜間
(略)	(略)	(略)

備考

1 この表において第一代表旗、第二代表旗、N旗、S旗、P旗及びC  
旗は、国際信号旗とする。

2・3 (略)

別表第三(第二十三条の二関係)

航路の名称	海域
浦賀水道航路	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に

二 法第十八条第四項において準用する法第十四条第三項の規定によ  
る権限 備讃瀬戸海上交通センター

三 法第二十二条及び法第二十三条の規定による権限

イホ (略)

(新設)

四 (略)

別表第二(第六条関係)

船舶	信号の方法	
	昼間	夜間
(略)	(略)	(略)

備考

1 この表において第一代表旗、第二代表旗、S旗、P旗及びC旗は、  
国際信号旗とする。

2・3 (略)

(新設)

掲げる地点と第十三号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域（航路を除く。）

- 一 木更津港防波堤西灯台（北緯三十五度二十二分三十七秒東経百三十九度五十一分四十秒）から四十九度四千八百三十メートルの地点から二百九十度八千四百メートルの地点
- 二 前号に掲げる地点から二百三十二度四千五百メートルの地点
- 三 前号に掲げる地点から二百一度二千五百メートルの地点
- 四 第二海堡灯台から十三度三千七百九十メートルの地点
- 五 第二海堡灯台から三百十四度百三十メートルの地点
- 六 観音埼灯台から八十九度三千九百メートルの地点
- 七 浜金谷港防波堤灯台（北緯三十五度十分十五秒東経百三十九度四十八分五十八秒）から二百七十度二千四百八十メートルの地点
- 八 浜金谷港防波堤灯台から二百七十度九千七百二十メートルの地点
- 九 次号に掲げる地点から海瀬島灯台（北緯三十五度十二分四十三秒東経百三十九度四十四分七秒）を見通し七千メートルの地点
- 十 観音埼灯台から九十度千メートルの地点
- 十一 横須賀市夏島町北端（北緯三十五度十九分四十九秒東経百三十九度三十八分二十七秒

	<p>( ) から六十四度二千四百七十メートルの地点から四十六度三十分千四百五十メートルの地点</p> <p>十二 次号に掲げる地点から二百十九度六千メートルの地点</p> <p>十三 東京灯標（北緯三十五度三十三分五十八秒東経百三十九度四十九分四十一秒）から二十五度三十分九千二百八十メートルの地点から百九十九度五千三百七十メートルの地点から百九十度一万六千メートルの地点から二百三十三度九千三百六十メートルの地点</p>
伊良湖水道航路	<p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十一号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域（航路を除く。）</p> <p>一 神島灯台から百五十四度に引いた線と大山三角点（北緯三十四度三十六分七秒東経百三十七度八分四十七秒）から石鏡灯台（北緯三十四度二十六分四十秒東経百三十六度五十五分二十五秒）まで引いた線とが交わる地点</p> <p>二 神島灯台から九十五度二千二百メートルの地点</p> <p>三 神島灯台から三百四十六度三十分二千五百六十メートルの地点</p> <p>四 神島灯台から三百度三十分四千七百六十メートルの地点</p> <p>五 神島灯台から三百二十一度三十分六千五百</p>

	<p>明石海峡航路</p>
<p>六十メートルの地点</p> <p>六 伊良湖岬灯台から三百七度三十分六千七百七十メートルの地点</p> <p>七 伊良湖岬灯台から三百二十八度三十分四千四百メートルの地点</p> <p>八 伊良湖岬灯台から二百七十六度三十分二千二百八十メートルの地点</p> <p>九 伊良湖岬灯台から百六十七度三十分二千五百メートルの地点</p> <p>十 伊良湖岬灯台から百二十度三十分四千六百八十メートルの地点</p> <p>十一 伊良湖岬灯台から百三十六度三十分に引いた線と大山三角点から石鏡灯台まで引いた線とが交わる地点</p>	<p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第十号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域（航路を除く。）</p> <p>一 平磯灯標から百五十一度七千メートルの地点</p> <p>二 平磯灯標から百九十度六千二百三十メートルの地点</p> <p>三 平磯灯標から二百十五度三千六百五十メートルの地点</p> <p>四 江崎灯台から五十度千四百五十メートルの地点</p> <p>五 江崎灯台から三百二十八度三十分九百八十</p>

	備讃瀬戸東航路 宇高東航路 宇高西航路 備讃瀬戸北航路 備讃瀬戸南航路 水島航路
メートルの地点 六 江崎灯台から二百四十度七千二百二十メートルの地点 七 江崎灯台から二百九十一度六千七百メートルの地点 八 江崎灯台から三十度三千三百メートルの地点 九 平磯灯標から二百十五度千七百五十メートルの地点 十 平磯灯標から九十度三千三百八十メートルの地点	第一号から第八十四号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第八十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域のうち第八十五号から第八十八号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第八十五号に掲げる地点と第八十八号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域並びに第八十九号から第九十四号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第八十九号に掲げる地点と第九十四号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域以外の海域（航路を除く。） 一 地蔵埼灯台（北緯三十四度二十四分五十七秒東経百三十四度十四分七秒）から百八十度三十分三十九メートルの地点 二 カナワ岩灯標（北緯三十四度二十五分十八



- 
- 
- 三 秒東経百三十四度七分四十九秒) から百二十四度三十分千二百メートルの地点
  - 四 カナワ岩灯標から六十一度二百八十メートルの地点
  - 五 カナワ岩灯標から二百七十八度三十分四百メートルの地点
  - 六 カナワ岩灯標から二百六十三度三十分千メートルの地点
  - 七 男木島灯台から百十七度千八百五十メートルの地点
  - 八 男木島灯台から六十八度五百メートルの地点
  - 九 男木島灯台から三百五十七度三十分二百七十メートルの地点
  - 十 男木島灯台から二百四十五度四千四百七十七メートルの地点
  - 十一 組石灯標 (北緯三十四度二十六分五十秒東経百三十三度五十八分九秒) から百四十九度三十分四千四百六十メートルの地点
  - 十二 組石灯標から百五十四度三十分五千四百二十メートルの地点
  - 十三 小槌島灯台 (北緯三十四度二十三分四十七秒東経百三十三度五十五分二十二秒) から百三十三度三十分五千五百二十メートルの地点
  - 十四 小槌島灯台から七十四度千九百二十メートルの地点
  - 十五 小槌島灯台から六十七度三十分千九百四
- 
-

- 
- 
- 十メートルの地点
- 十五 小槌島灯台から六十四度千四百二十メートルの地点
- 十六 小槌島灯台から二百五十一度二千九百十メートルの地点
- 十七 小槌島灯台から二百三十九度三十分四千米メートルの地点
- 十八 小瀬居島灯台（北緯三十四度二十二分二十六秒東経百三十三度五十一分七秒）から百四十三度七十メートルの地点
- 十九 小瀬居島灯台から三十七度二百三十メートルの地点
- 二十 小瀬居島灯台から二百八十六度三十分百九十メートルの地点
- 二十一 鍋島灯台から百七十度三十分二千六百米メートルの地点
- 二十二 鍋島灯台から百八十四度三十分二千八百八十メートルの地点
- 二十三 鍋島灯台から百九十二度三十分四千七百七十メートルの地点
- 二十四 牛島灯標（北緯三十四度二十二分東経百三十三度四十六分四十七秒）から百八十四度三十分三千九百六十メートルの地点
- 二十五 二面島灯台（北緯三十四度十八分五秒東経百三十三度三十七分十九秒）から九十五度三十分七千百十メートルの地点
- 二十六 二面島灯台から百四度三十分六千五百
- 
-

- 十メートルの地点
- 二十七 二面島灯台から百九十一度千五百四十メートルの地点
- 二十八 二面島灯台から二百十四度三十分四百九十メートルの地点
- 二十九 二面島灯台から九十五度三十分四千二百九十メートルの地点
- 三十 高見港南防波堤灯台（北緯三十四度十八分二十九秒東経百三十三度四十分五十七秒）から七十度三十分八百九十メートル
- 三十一 高見港南防波堤灯台から六十七度三十分千五百三十メートル
- 三十二 板持鼻灯台（北緯三十四度十九分三十二秒東経百三十三度三十九分四十七秒）から六十四度千七百四十メートルの地点
- 三十三 板持鼻灯台から六十九度三十分五十メートルの地点
- 三十四 二面島灯台から五十一度二千六百二十メートルの地点
- 三十五 二面島灯台から五度五百六十メートルの地点
- 三十六 二面島灯台から三百四十二度三十分千五百八十メートルの地点
- 三十七 板持鼻灯台から三十二度二千三百五十メートルの地点
- 三十八 牛島灯標から二百七十九度千七百十メートルの地点

- 三十九 牛島灯標から二百七十九度千四百七十メートルの地点
- 四十 牛島灯標から三百五度千六十メートルの地点
- 四十一 牛島灯標から三百九度千二百二十メートルの地点
- 四十二 牛島灯標から三十四度三十分二千六百六十メートルの地点
- 四十三 向笠島三角点（北緯三十四度二十四分二十二秒東経百三十三度四十七分二秒）から百六度六百十メートルの地点
- 四十四 太濃地島三角点から百三十九度三千六百四十メートルの地点
- 四十五 下津井港一文字防波堤西灯台（北緯三十四度二十六分十七秒東経百三十三度四十七分三十秒）から二百三十三度千九百四十メートルの地点
- 四十六 六口島灯標（北緯三十四度二十五分五十四秒東経百三十三度四十五分三十八秒）から百四度三十分九百四十メートルの地点
- 四十七 六口島灯標から三百五十度三十分千二百五十メートルの地点
- 四十八 次号に掲げる地点から二百七十七度三十分九百十メートルの地点
- 四十九 三百山三角点（北緯三十四度二十六分五十八秒東経百三十三度四十六分五十秒）から二百二十六度千三百十メートルの地点

五十	三百山三角点から二百二十六度千百十メートルの地点
五十一	下津井港一文字防波堤西灯台から百九十七度千二百八十メートルの地点
五十二	下津井港一文字防波堤西灯台から百七十七度三十分二千二百三十一メートルの地点
五十三	下津井港一文字防波堤西灯台から百六十七度三十分三千四百四十一メートルの地点
五十四	鍋島灯台から二百九十五度三十分千六百七十メートルの地点
五十五	鍋島灯台から二百八十八度三十分八百十メートルの地点
五十六	鍋島灯台から二百七十三度八百メートルの地点
五十七	鍋島灯台から百五十九度百二十メートルの地点
五十八	鍋島灯台から九十五度三十分二百五十メートルの地点
五十九	鍋島灯台から四十七度三十分二百五十メートルの地点
六十	小瀬居島灯台から三百十六度三十分二千四十メートルの地点
六十一	小瀬居島灯台から三百二十四度二千七百九十メートルの地点
六十二	小槌島灯台から三百五十一度二千七百八十メートルの地点
六十三	小槌島灯台から三百五十五度二千三百三

十メートルの地点
六十四 小槌島灯台から九度二千三百七十メートルの地点
六十五 小槌島灯台から二度三十分二千九百七十メートルの地点
六十六 小槌島灯台から七度三十分三千百メートルの地点
六十七 小槌島灯台から二十度三十分三千四百九十メートルの地点
六十八 小槌島灯台から十一度四千九百メートルの地点
六十九 組石灯標から五十八度六百七十メートルの地点
七十 組石灯標から七十七度三十分六百八十メートルの地点
七十一 組石灯標から七十七度三十分八百五十メートルの地点
七十二 組石灯標から百二十九度三十分二千二百二十メートルの地点
七十三 組石灯標から百九度三十分三千百五十メートルの地点
七十四 組石灯標から百十一度三千六百五十メートルの地点
七十五 男木島灯台から二百七十二度四千六百メートルの地点
七十六 男木島灯台から二百八十度四千二百メートルの地点

七十七	男木島灯台から二百八十三度四千三百三十メートルの地点
七十八	男木島灯台から三百五十二度三千二十メートルの地点
七十九	カナワ岩灯標から二十三度三十分三千二百二十メートルの地点
八十	地藏崎灯台から二百八十度六百二十メートルの地点
八十一	地藏崎灯台から二百十三度三十分七百メートルの地点
八十二	地藏崎灯台から百六十九度六百四十メートルの地点
八十三	地藏崎灯台から百二十九度七百メートルの地点
八十四	地藏崎灯台から百二十一度千五百メートルの地点
八十五	鍋島灯台から百七十三度九百八十メートルの地点
八十六	鍋島灯台から百七十七度千七百七十メートルの地点
八十七	鍋島灯台から百九十二度千八百八十メートルの地点
八十八	鍋島灯台から二百二度九百メートルの地点
八十九	牛島灯標から八十五度三十分八百三十分の地点
九十	牛島灯標から百二十五度千三百五十分の地点

	<p>トルの地点</p> <p>九十一 牛島灯標から百六十七度千四百二十メートルの地点</p> <p>九十二 牛島灯標から二百四度三十分千四百五十メートルの地点</p> <p>九十三 牛島灯標から二百四十一度千二百十メートルの地点</p> <p>九十四 牛島灯標から二百九十七度八十メートルの地点</p>
<p>来島海峡航路</p>	<p>第一号から第三十二号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第一号に掲げる地点と第三十二号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域のうち第三十三号から第三十七号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第三十三号に掲げる地点と第三十七号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域、第三十八号から第四十二号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第三十八号に掲げる地点と第四十二号とを結んだ線により囲まれた海域並びに第四十三号から第四十九号までに掲げる地点を順次に結んだ線及び第四十三号に掲げる地点と第四十九号に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域以外の海域（航路を除く。）</p> <p>一 燈灘沖ノ瀬灯標（北緯三十四度六分十九秒東経百三十三度六分二十一秒）から六十五度五千百七十メートルの地点</p>



- 
- 
- 二 燧灘沖ノ瀬灯標から六十三度四十分三百六十メートルの地点
  - 三 燧灘沖ノ瀬灯標から八十度三十分三千九百五十メートルの地点
  - 四 比岐島灯台から三十九度三十分千五百メートルの地点
  - 五 比岐島灯台から三百十四度三十分千六百九十メートルの地点
  - 六 比岐島灯台から二百五十四度三十分千二百二十メートルの地点
  - 七 比岐島灯台から二百十五度六百七十メートルの地点
  - 八 比岐島灯台から二百十七度千九百二十メートルの地点
  - 九 竜神島灯台から百六十九度三十分四千二百二十メートルの地点
  - 十 小島東灯標から百七十六度三十分二千六百九十メートルの地点
  - 十一 小島東灯標から百八十度三十分二千三百九十メートルの地点
  - 十二 小島東灯標から百八十度三十分二千三百二十メートルの地点
  - 十三 小島東灯標から百八十三度三十分二千二百一十メートルの地点
  - 十四 小島東灯標から百九十七度千四百二十メートルの地点
  - 十五 小島東灯標から六十四度三十分二百五十二メートルの地点
- 
-

- 
- 
- メートルの地点
- 十六 桴磯灯標（北緯三十四度八分四十四秒東  
経百三十二度五十六分五秒）から百十六度七  
百四十メートルの地点
- 十七 来島梶取鼻灯台から二百七十二度二千六  
百二十メートルの地点
- 十八 来島梶取鼻灯台から二百七十二度七千七  
百九十メートルの地点
- 十九 来島梶取鼻灯台から二百七十五度三十分  
八千百メートルの地点
- 二十 来島梶取鼻灯台から三百十二度六千二百  
五十メートルの地点
- 二十一 来島梶取鼻灯台から三百三十度五千二  
百七十メートルの地点
- 二十二 桴磯灯標から三百二十八度二千九百九  
十メートルの地点
- 二十三 桴磯灯標から十八度二千九百四十メー  
トルの地点
- 二十四 小島東灯標から四度三十分二千二百八  
十メートルの地点
- 二十五 小島東灯標から四度三十分二千二百五  
十メートルの地点
- 二十六 小島東灯標から十二度二千四百四十メー  
トルの地点
- 二十七 小島東灯標から七十九度二千九百六十  
メートルの地点
- 二十八 小島東灯標から八十四度二千七百六十
- 
-

	メートルの地点
二十九	竜神島灯台から二百八十二度千四百四十メートルの地点
三十	竜神島灯台から百九十八度六百六十メートルの地点
三十一	竜神島灯台から百十六度八百十メートルの地点
三十二	燧灘沖ノ瀬灯標から二十一度三十分六千百メートルの地点
三十三	ナガセ鼻灯台（北緯三十四度七分五秒東経百三十二度五十九分四十六秒）から六十九度千五百メートルの地点
三十四	ナガセ鼻灯台から七十度三十分千五百七十メートルの地点
三十五	ナガセ鼻灯台から八十四度三十分千四百五十メートルの地点
三十六	ナガセ鼻灯台から七十四度七百七十メートルの地点
三十七	ナガセ鼻灯台から四十一度千二百五十メートルの地点
三十八	ナガセ鼻灯台から八十四度三十分八百八十メートルの地点
三十九	ナガセ鼻灯台から九十五度八百八十メートルの地点
四十	ナガセ鼻灯台から百十一度七百五十メートルの地点
四十一	ナガセ鼻灯台から九十八度四百五十メートルの地点

一トルの地点

四十二 ナガセ鼻灯台から七十七度五百三十メートルの地点

四十三 馬島三角点（北緯三十四度七分七秒東  
経百三十二度五十九分三十八秒）から三百五  
十四度六百六十メートルの地点

四十四 馬島三角点から三十四度四百六十メー  
トルの地点

四十五 馬島三角点から百六十六度八百メー  
トルの地点

四十六 ウズ鼻灯台から百八十度百四十メー  
トルの地点

四十七 ウズ鼻灯台から二百十七度百十メー  
トルの地点

四十八 馬島三角点から二百七十度五百二十メ  
ートルの地点

四十九 馬島三角点から三百二十四度五百六十  
メートルの地点

改 正 案

現 行

<p>（航行指導室及び交通管理室並びに航行安全企画官） 第五十三条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う港則法第十四条の二の規定による指示、同法第三十七条第三項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による制限等及び同法第三十七条第四項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による信号、同法第三十六条の三第二項（同法第三十七条の五において準用する場合を含む。）の規定による通報、同法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供、同法第三十七条の四第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による報告に關すること。</p> <p>四 海上交通安全法第十条の二、第二十条第三項及び第二十三条の規定による指示、同法第二十条第四項及び第二十二条の規定による通報、同法第二十九条の二第一項の規定による情報の提供、同法第二十九条の三第一項の規定による勧告並びに同条第二項の規定による報告に關すること。</p> <p>五・六（略）</p> <p>別表第十五（本部の事務所の所掌事務）（第二百一十一条関係）</p>	<p>（航行指導室及び交通管理室並びに航行安全企画官） 第五十三条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>一（略） （新設）</p> <p>二 港則法第三十六条の三第一項（同法第三十七条の三において準用する場合を含む。）の規定による信号に關すること。</p> <p>三 海上交通安全法第十四条第三項（同法第十八条第四項において準用する場合を含む。）及び第二十三条の規定による指示並びに同法第二十二条の規定による通報に關すること。</p> <p>四・五（略）</p> <p>五・六（略）</p> <p>別表第十五（本部の事務所の所掌事務）（第二百一十一条関係）</p>
--	--

<p>所 本部の事務</p>	<p>所掌事務</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>所 本部の事務</p>	<p>所掌事務</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

海上交通センター

一・二 (略)

三 本部長の指定する海域に係る第一号の船舶通航信号所の運用により収集された船舶交通に関する情報に基づいて行う港則法第十四条の二の規定による指示、同法第三十七条第三項の規定による制限等及び同条第四項の規定による勧告に関する事務

四 本部長の指定する海域に係る港則法第三十六条の三第一項の規定による信号、同条第二項の規定による通報の受理、同法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供、同法第三十七条の四第一項の規定による勧告及び同条第二項の規定による報告の徴収に関する事務

五 本部長の指定する海域に係る海上交通安全法第十条の二、第二十条第三項及び第二十三条の規定による指示、同法第二十条第四項及び第二十二條の規定による通報の受理、同法第二十九条の二第一項の規定による情報の提供、同法第二十九条の三第一項の規定による勧告並びに同条第二項の規定による報告の徴収に関する事務

六〇十 (略)

一・二 (略)

三 本部長の指定する海域に係る港則法（昭和二十三年法律第七十四号）第三十六条の三第一項の規定による交通整理のために行う信号に関する事務

四 本部長の指定する海域に係る海上交通安全法（昭和四十七年法律第十五号）第十四条第三項（同法第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による巨大船以外の他の船舶に対する指示に関する事務

五 本部長の指定する海域に係る海上交通安全法第十二条の規定による巨大船等の航行に関する通報の受理及び同法第二十三条の規定による巨大船等に対する指示に関する事務

六〇十 (略)

改 正 案

現 行

第九号表 属具表（非自航船以外の船舶に対するもの）（第四百四十六条の三関係）

第九号表 属具表（非自航船以外の船舶に対するもの）（第四百四十六条の三関係）

属具名称	数量	摘要
(略)	(略)	(略)

属具名称	数量	摘要
(略)	(略)	(略)

備考

備考

一～六 (略)

一～六 (略)

七 総トン数一〇〇トン以上の船舶であつて、海上交通安全法第七  
 条の規定により信号による表示をしなければならぬこととされ  
 る海域を航行するものには、海上交通安全法施行規則（昭和四十  
 八年運輸省令第九号）第六条第三項の規定により当該海域におい  
 て表示しなければならぬこととされる国際信号旗を備え付けな  
 ければならない。ただし、この表の規定により備え付ける国際信  
 号旗（第十号の規定により備え付けるものを除く。）をもつて兼  
 用することができる。

七 総トン数一〇〇トン以上の船舶であつて、海上交通安全法第七  
 条の規定により信号により行先を表示しなければならぬことと  
 される海域を航行するものには、海上交通安全法施行規則（昭和  
 四十八年運輸省令第九号）第六条の規定により当該海域におい  
 て表示しなければならぬこととされる国際信号旗を備え付けな  
 ければならない。ただし、この表の規定により備え付ける国際信  
 号旗（第十号の規定により備え付けるものを除く。）をもつて兼  
 用することができる。

八～十四 (略)

八～十四 (略)

第九号表の二 属具表（非自航船に対するもの）（第四百四十六条の三関  
 係）

第九号表の二 属具表（非自航船に対するもの）（第四百四十六条の三関  
 係）

属具名称	数量	摘要
(略)	(略)	(略)

属具名称	数量	摘要
(略)	(略)	(略)

備考 (略)	(略)	国際信号旗
	(略)	一組(総トン数 一〇〇トン未満 の漁船、第一種 漁船並びに長さ 二五メートル未 満の第二種漁船 及び第三種漁船 にあつては、N C二旗)
	(略)	一 (略) 二 沿海区域若しくは平水区域を航 行区域とする船舶又は人員をとう 載しない船舶であつて、海上交通 安全法第七条の規定により信号に よる表示をしなければならぬこ ととされる海域を航行するもの(総 トン数一〇〇トン以上であつて汽 笛を備えているものに限る。) には、海上交通安全法施行規則第 六条第三項の規定により当該海域 において表示しなければならぬこ ととされる国際信号旗(沿海区 域を航行区域とする船舶であつて 人員をとう載するものにあつては N旗及びC旗を除く。)を備える こと。 三・四 (略)
備考 (略)	(略)	国際信号旗
	(略)	一組(総トン数 一〇〇トン未満 の船舶及び沿海 区域を航行区域 とする船舶にあ つては、NC二 旗)
	(略)	一 (略) 二 沿海区域若しくは平水区域を航 行区域とする船舶又は人員をとう 載しない船舶であつて、海上交通 安全法第七条の規定により信号に よる行先を表示しなければならぬ いこととされる海域を航行するも の(総トン数一〇〇トン以上であ つて汽笛を備えているものに限る 。) には、海上交通安全法施行規 則第六条の規定により当該海域に おいて表示しなければならぬこ ととされる国際信号旗(沿海区域 を航行区域とする船舶であつて人 員をとう載するものにあつてはN 旗及びC旗を除く。)を備えるこ と。 三・四 (略)



改 正 案	現 行
<p>（確認対象施設） 第二十八条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 危険物積載船（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）<u>第二十二條第三号</u>の危険物積載船をいう。）<u>、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）</u>又は自動車航送船を係留するための係留施設（貨物の積込み若しくは取卸しをすることができるもの又は人が乗船し、若しくは下船することができるものに限る。）</p> <p>ハ（略）</p> <p>三〇七（略）</p>	<p>（確認対象施設） 第二十八条の二（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 危険物積載船（海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）<u>第二十二條第二号</u>の危険物積載船をいう。）<u>、旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）</u>又は自動車航送船を係留するための係留施設（貨物の積込み若しくは取卸しをすることができるもの又は人が乗船し、若しくは下船することができるものに限る。）</p> <p>ハ（略）</p> <p>三〇七（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（危険物を積載している船舶の標識）                      第五条の七 湖川港内において航行し、又は停泊する船舶であつて、貨物として火薬類、高圧ガス、引火性液体類、有機過酸化物、毒物又は放射性物質等を積載しているものは、昼間は赤旗を夜間は赤灯を、マストその他の見やすい場所に掲げなければならない。ただし、海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）<u>第二十二條第三号</u>に掲げる危険物積載船が海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）<u>第二十二條</u>の表危険物積載船の項に掲げる標識又は灯火を掲げている場合は、この限りでない。</p>	<p>（危険物を積載している船舶の標識）                      第五条の七 湖川港内において航行し、又は停泊する船舶であつて、貨物として火薬類、高圧ガス、引火性液体類、有機過酸化物、毒物又は放射性物質等を積載しているものは、昼間は赤旗を夜間は赤灯を、マストその他の見やすい場所に掲げなければならない。ただし、海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）<u>第二十二條第二号</u>に掲げる危険物積載船が海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）<u>第二十二條</u>の表危険物積載船の項に掲げる標識又は灯火を掲げている場合は、この限りでない。</p>